

する介護休暇制度の法制化が図られる見込みとなつております。

ところで、このような介護休暇制度を整備すべき必要性は裁判官についても同様でありますので、一般職の国家公務員の例に準じまして裁判官の介護休暇制度に関する法整備を行う必要があるとされまして、本法案を提出するに至った次第でございます。

○齊藤(斗)委員 一般職の国家公務員の介護休暇について、細かい点は人事院規則に委任されているということではありますが、基本的な要件は法律の中に規定されているわけでございます。ところが、この法律案を見ますと、第二条に裁判官は介護休暇中は報酬を受けないものとするといった規定があるわけでございまして、特に介護休暇要件等につきましては最高裁判所規則で定める、そういう説明の仕方になつていております。

法律案に具体的な要件等につきましては最高裁判所規則で定めるのが適当であるか、御説明いただきたいと思ひます。

○永井(紀)政府委員 御指摘のとおり、総務省所管の一般職の勤務時間、休暇等に関する法律案では、介護休暇の取得要件や取得期間の範囲などにつきまして具体的に定められております。

しかしながら、裁判官の休暇制度そのものは裁判官の服務に関する事項でありますところ、憲法第七十七条第一項によりますと、裁判所の内部規律に関する事項については、最高裁判所が規則で定める権限を有するものとされております。このようないう事項は裁判所の自律権にかかるものでございまして、裁判所や裁判官の職務の特殊性に精通している最高裁判所において定めるのが適当であらうという考え方に基づくものと解されておりまします。そうしますと、裁判所の内部規律の一つであります裁判官の休暇についても、基本的には、裁判官の職務の特殊性というものを十分考慮した上

で最高裁判所において規則によりこれを定めるというのが、最高裁判所に規則制定権を認めた憲法第七十七条第一項の趣旨に沿うのではないかと考えられるわけでございます。

そこで、この裁判官の介護休暇制度につきましては、確かに本法案の第一条によりますと、制度の基本的な枠組みを一般職の国家公務員に同時に予定されております介護休暇制度の例に準じるということになつておりますと、介護休暇制度のいわば定義づけをしたというものが第一条にあります。

それから第二条におきまして、裁判官の介護休暇が一般職と同様、報酬を受けない、無報酬の休暇であるということから、憲法上の問題がございまして、その例外として許容されるものであるということを国会の御審議を経て明らかにしておくという趣旨で、二条で裁判官が介護休暇中報酬を受けないということを法文に明記するということにこの法案の趣旨がございます。

そのような介護休暇の具体的な要件とか手続等につきましては、ただいま述べました理由によりまして、最高裁判所規則で定めるのが適当であるか、御説明いただきたいと思ひます。

○齊藤(斗)委員 その二条の報酬を受けないという項目と、もう一つ実は憲法には裁判官の報酬を減額することを禁止した規定がある、こういうことになりますが、この介護休暇制度が憲法違反になるのではないかという懸念が生ずるわけでございますが、この介護休暇制度が憲法上問題がないとする理由は具体的にどんなことに依拠するのか、御説明いただきたいと思います。

う規定になつております。また、裁判所法第四十一条におきましても、裁判官はその意思に反して報酬の減額をされることはないというふうにされているわけでございます。

これら規定の趣旨と申しますのは、個々の裁判官に安定した一定額の報酬を保障することによっては、確かに本法案の第一条によりますと、制度の基本的な枠組みを一般職の国家公務員に同時に予定されております介護休暇制度の例に準じるということになつておりますと、介護休暇制度のいわば定義づけをしたというものが第一条にあります。

このようにして、裁判官が経済的事情に左右されることなくその職務に専念できるようしようとするものでございまして、裁判官の身分保障を具体化し、ひいては司法の独立を保障しようとするものである、こういうふうに解されているわけでございます。

このような憲法の趣旨から今回の裁判官の介護休暇制度について見ますと、この介護休暇制度は、裁判官がその家族を介護するために職務に従事しないことを認める休暇制度であります。介護休暇制度そのものは、民間労働者に普及しているのみならず、今回一般職の国家公務員にも同様の法整備が予定されているなど、労働者に退職せずに相当期間にわたって家族の介護に専念できる裁判官がその家族を介護するための職務に従事しないことを認める休暇制度であります。このような制度を利用して裁判官がいわばその自由意思に基づきまして職務から離脱して無報酬の状態になるものでございまして、これが例えば外部の判断で、あるいは圧力によって左右されるというものではございません。したがいまして、こののような介護休暇制度を裁判官に導入いたしましたが、裁判官が職務に専念することを脅かすおそれはございませんし、その独立性を侵害するおそれもないということが言えようかと思います。

○永井(紀)政府委員 ただいま委員御指摘のとおり、憲法第七十九条第六項と憲法第八十条第一項によりますと、裁判官は定期に相当額の報酬を受けるものとされておりまして、「この報酬は、在任中、これを減額することができない。」こういふことです。この点は、平成三年の裁判官の育児休業に関する法律の制定の際も議論がございましたが、育児休業の期間中裁判官は報酬等を受けないとするという休暇につきましては、こういった特別な事情はございません。特に無給という憲法上の問題はございません。特に法律により定める理由もございま

につきましても、国会の方では憲法に違反するものではないと解されているところでございます。

○齊藤(斗)委員 裁判官の場合は自律性とか特殊性とかそのような特別な配慮をしなきゃならないという背景はわかるわけありますけれども、一般職の国家公務員との比較におきまして、一般職の国家公務員はこれまで年次休暇、病気休暇及び特別休暇の種類があるわけでございますが、裁判官の場合、この介護休暇以外の休暇につきまして、最高裁判所規則で定められているという御説明になるわけですが、今回の法律案提出を機会に裁判官の休暇全体を法律で定めるということも考えられたのではないかというふうに思うわけでございます。

そこで、今回介護休暇だけを特別に取り出して法律案とした理由というのをお聞かせいただきたいと思います。

○永井(紀)政府委員 先ほども申し上げましたとおり、もともと裁判官の休暇制度そのものは裁判官の服務に関する事項でござりますので、憲法第七十七条第一項に言う裁判所の内部規律に関する事項といしまして、最高裁判所において裁判官の職務の特殊性等を十分考慮した上、裁判所規則により定めるのが相当であると考えられます。

この点は、平成三年の裁判官の育児休業に関する法律の制定の際も議論がございましたが、育児休業の期間中裁判官は報酬等を受けないとするという休暇につきましては、こういった特別な事情はございません。特に無給という憲法上の問題はございません。特に法律により定める理由もございま

せんので、これは從来どおりこれを最高裁判所規則の定めにゆだねるのが相当地方で、育児休業とあわせまして裁判官の介護休暇についても無給という趣旨でございます。

○齊藤(斗)委員 そこで次に、一般公務員との勤務時間の比較でございますが、週四十時間ということが原則になって明記されているわけでござい

ます。しかしながら、裁判官の勤務時間というのは、お聞きするところによるとかなりフレキシブルで、勤務時間についてはそういう定めはないにしても、対応が随分違うんだということのよう

あります。裁判官の勤務時間は、裁判官との公務員とどのように差異が生じているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○堀籠最高裁判所長官代理者 裁判官の勤務時間につきましては、委員御指摘のとおり定めはないわけでござります。裁判官は原則的には裁判所の一般職員の勤務時間とされている時間帯におきましては勤務する必要があることは言うまでもないところでございますが、裁判官は夜間等一般職員の勤務時間外においても職務上必要な限度では勤務する必要があるわけでございます。もちろん、裁判官もその職務の誠実な遂行に支障のない限度において合理的な範囲内で休養をとることが認められていることは言うまでもないところでござります。

このように裁判官の勤務時間について定めがございませんのは、裁判事務等の運営のあり方やそれに関する権限の行使につきましては、基本的に裁判官個々人の判断にゆだねられていること、それから裁判事務の中には、令状事務でありますとかあるいは保全処分等につきまして一般の職員の勤務時間外でありますても速やかに対応しなければならない職務があるという、こういう裁判官の勤務の特殊性に起因するものでござります。

○齊藤(斗)委員 その特殊性ということの中でも、勤務時間もフレキシブルだ。私、フレックスといふ言葉を使うのですが、かなり自由に使われる

いうことであります。これは一般社会と多少違ったところがあるのかなという感がいたします。

そこで、時間はわかりましたけれども、場所につきまして、その勤務をする場所、これは単に裁判所または事務所等々に限られるのか、それとも在宅でもいいし、まあ夜中もお仕事をされることもあるでしょうから、例えばホテルもあるだろ

うし、公園ということはあるのかな、その辺は考えながらということだとそういうこともあるのかなとも思いますが、その場所について、勤務の体制を説明いただきたいと思います。

○堀籠最高裁判所長官代理者 裁判官の勤務場所につきましても、原則として一般的職員が勤務しております裁判所で行うのが原則でございます。ただ、裁判官の職務は法廷での審理でありますとかいうことに限られませんで、記録を精査、検討して判決の起案をするというような職務もございまして、このような職務の遂行につきましては必ずしも裁判所に行ってやらなければならぬというようなわけではありません。人によっては複雑困難な事件を集中的かつ能率的に処理するためには自宅で勤務をする方がよいという方もおります。

このように方につきましては自宅で職務を行うというようなこともありますし、また、夜間の令状につきましては、裁判官の自宅を持ってきていただいて、そこで記録を検討し判断するというようなものもございまして、裁判官の勤務する場所というのは必ずしも裁判所の庁舎内に限られたものではないということでござります。

○齊藤(斗)委員 今説明ありましたように、裁判官のお仕事というのは、ある意味では在宅勤務が非常にしやすい、そのような環境にもあるんだといふふうに思うのです。私は、これから高齢化社会を迎えるにつきまして、情報化社会での社会資本がより充実していく中で、在宅勤務とか在宅福祉とか在宅介護とか、そのような分野が勤務と相まって発展していくかなならないといふふうに思っているわけであります。この点についてはま

た後ほど触れます。

そこで、在宅勤務をされながらこの介護休暇をとらせてやられるということは可能でございます。

そこで、時間はわかりましたけれども、場所につきまして、その勤務をする場所、これは単に裁判所または事務所等々に限られるのか、それとも在宅でもいいし、まあ夜中もお仕事をされることもあるでしょうから、例えばホテルもあるだろ

うし、公園ということはあるのかな、その辺は考えながらということだとそういうこともあるのかなとも思いますが、その場所について、勤務の体制を説明いただきたいと思います。

○堀籠最高裁判所長官代理者 裁判官は、御承知だというふうに私は思っております。

そこで、介護休暇はとりました、無給ですと。二条でそういうふうに書いてありますよね、無給ですと。しかしながら、実質御自宅で介護をされ

る場合、御自宅で仕事も兼ねてできるのではないかというふうに書いてあります。ただし、先ほども申し上げましたように、裁判事務の中には、令状事務でありますとか保全処分事務などのように、緊急に処理する必要があるものも含まれておりますとから、裁判官の場合は、裁判所の一般職員の勤務時間の内外を問わず、事件に関する調査でありますとかその事件の処理に当たるものでございます。そのため、裁判官は、裁判所の一般職員の勤務時間の内に、終始その責任において、良心に従い独立して

いただいて、そこで記録を検討し判断するというふうに私は思っております。

○齊藤(斗)委員 確かに委員がおっしゃったように、方につきましては自宅で職務を行うことのないように書いてあります。ただし、裁判官におきましても職務専念義務がございまして、実は在宅勤務と介護とが、言い方は悪いのですが、何となくごまかしながらやっているというのは、やはりこれは問題があるうかと思ひます。

○永井(紀)政府委員 確かに委員がおっしゃったような形も可能かと思ひます。ただ、裁判官におきましても職務専念義務がございまして、実は在宅勤務と介護とが、言い方は悪いのですが、何となくごまかしながらやっているというのは、やはりこれは問題があるうかと思ひます。

だらう、こういう御答弁をいただいたわけですが、実は私は、もっと積極的にこれからの社会を考えた方がいいと思います。

そういう立場で御質問をさせていただいているわけであります。裁判官の特殊性の中に、勤務状態の中でもこういうこともあるわけですね。一般職員の場合は、一日または一時間単位で休暇が取得できるというふうに聞いております。そのと私は考えております。

○齊藤(斗)委員 裁判官というのは大変なお仕事をされておられるし、社会的地位も高い。裁判を公平にまた厳正に行っていただく意味でも、より質の高い仕事をしていかなければならないん

だというふうに私は思っております。

そこで、介護休暇をとらせてやれるということ

と私の意見は合致しております。

○堀籠最高裁判所長官代理者 裁判官は、御承知

のとおり、配てんを受けました事件につきまし

て、終始その責任において、良心に従い独立して

いただいて、そこで記録を検討し判断するとい

うふうに私は思っております。

そこで、介護休暇はとりました、無給ですと。

二条でそういうふうに書いてありますよね、無給

ですと。しかしながら、実質御自宅で介護をされ

る場合、御自宅で仕事も兼ねてできるのではないか

と、二条でそういうふうに書いてあります。ただし、先ほども申し上げましたように、裁判事務の中には、令状事務でありますとか保全処分事務などのように、緊急に処理する必要があるものも含まれておりますとから、裁判官の場合は、裁判所の一般職員の勤務時間の内外を問わず、事件に関する調査でありますとかその事件の処理に当たるものでございます。そのため、裁判官は、裁判所の一般職員の勤務時間の内に、終始その責任において、良心に従い独立して

いただいて、そこで記録を検討し判断するとい

うふうに私は思っております。

○齊藤(斗)委員 確かに委員がおっしゃった

ように、方につきましては自宅で職務を行うこと

のないように書いてあります。ただし、裁判官におきましても職務専念義務がございまして、実は在

宅勤務と介護とが、言い方は悪いのですが、何となくごまかしながらやっているというのは、やはりこれは問題があるうかと思ひます。

○永井(紀)政府委員 確かに委員がおっしゃった

ように、方につきましては自宅で職務を行うこと

のないように書いてあります。ただし、裁判官におきましても職務専念義務がございまして、実は在

宅勤務と介護とが、言い方は悪いのですが、何となくごまかしながらやっているというのは、やはりこれは問題があるうかと思ひます。

○齊藤(斗)委員 確かに委員がおっしゃった

れに基づきまして、これまでに育児休業を取得した裁判官というのは一体どのくらいおられるのかなというのがまず一点。

関連して、育児休業につきまして、性
す取得が可能というふうに理解をいたし
ます。男で一者ごとにいる二世帯家庭の三

○堀籠最高裁判所長官代理人　裁判官の
に関する法律に基づきまして、これまで
を取得した裁判官は十四名ござります。
か、この一点をお伺いしたいと思いま
す。男女一緒にたどることでございま
す。

しかし、この法案が施行されることになりますと、介護休暇を権利として取得することが認められることになりますれば、将来的にも取得者もだんだん増加することが見込まれるのではないかとうふうに考えられるわけでありまして、裁判事務に支障を来すことのないように対処をしていかなければならぬというふうに私どもは考えております。

関する法律というので御質問をさせていただきました。
いというふうに思います。

介護休暇は、「連続する三月の期間内」というのが一つございます。この期間内において必要と認められたものとするというのが一点。もう一点は、継続する一の状態というものが条件として出てきているわけでござります。この期間と、ここに記されました継続する一の状態ということについても尋ねたい。どうして今までつづけて

〇堀籠最高裁判所長官代理　この「一の継続する状態」の解釈につきましては、基本的には人事院がどう解釈するかということになるわけですが、私どもが理解しているところを申し上げますと、介護を要する者が、ただいまAという病気にかかりまして介護休暇を認められました後

それで、このうち男性裁判官からの申請はあるかというお尋ねでございますが、現在のところすべて女性裁判官からの申請でございまして、男性裁判官からの申請はこれまでのところは一件もございません。

の育児休業制度について、そこで育児休業の場合と介護休暇の場合とは多少意味合いが変わってくるのではないかということだと思います。過去の女性裁判官の出産者数からこれは当然予測できるわけで、すから、育児休業を取得する裁判官の数はある程度予測することが可能だったかと思いますが、今回裁判官に介護休暇制度が導入された場合、どの程度の裁判官が介護休暇を利用するものと、そういった予測を立てておられるのか。

同時に、これは交代要員の配置、配備をしなければならないということでござりますので、その交代要員の体制をどのように考へておられるか、お伺いしたいと思います。

○堀籠最高裁判所長官代理人　具体的に裁判官の意向調査を現段階ではいたしておりませんので、現在のところ介護休暇を利用する裁判官の数を予測することは非常に難しいというが実情でござります。従来裁判官は、家族の介護の必要性が生じた場合にも、その職務の重要性にかんがみまして、年次休暇もそれほど取得せずに職務を遂行していたと考えられるところでございます。そういうたまると、介護休暇の導入がされたということになつたといたしましても、直ちに数多くの裁判

○堀籠最高裁判所長官代理人 先ほど申し上げましたように、現在のところ、この介護休暇制度が導入されますと、どの程度の裁判官がとるかということが全く予測いたしかねる実情でございますので、それとの関連で裁判官の増員が必要かどうかということを考えなければならないわけでございまして、現実にどの程度の数の裁判官が介護休暇をとるというような具体的な事態が生じました場合には、それとの対応で私どもは裁判官の増員をお願いするかどうかということを、事件の増加等を勘案いたしまして検討していく必要がある、かように考へておるところでございます。

そこで、裁判所といたしましては、裁判官が介護休暇をとりましたような場合にはどうするかと援体制を組むということは当然でございますが、それ以外にも、他庁からの応援、私どもはてん補というふうに言つてゐるところでございますが、場合によつてはその庁へ新たな裁判官の配置等を行ひ、裁判官が介護休暇をとつたために裁判が停滞するというようなことがないよう種々対応していきたいと考えてゐるところでござります。

○斎藤(斗)委員 裁判の停滞ということはどうしても避けていただきなければならないかと思いますが、先般も裁判所職員定員法の改正をいたしました増員を図つたわけであります、その交代要員の配置の関係でこの定員法に影響が出るというようなことはあるのですか、ないのですか。

人事院の方だったかなというふうな感がいたします
ですが、人事院規則で定めて、そしてそこに準じて
いくという背景があるので御質問をさせて
いただいたわけでございます。

そこで、一つの状態という解釈があるわけであ
りますが、例えば介護を必要とする方がおられ
て、その方が痴呆にからって介護が必要なんだと
いうことですね。次に、この方が外で歩行中に転
んでけがをした、結果、骨折をして今度は寝たき
りの状況になつた。寝たきりでも介護が必要にな
る。そうしますと、これは当然三ヵ月以上超えて
いくわけですね。このときの一の状態というの

○堀籠最高裁判所長官代理人　これは一般職の勤務時間案の内容でございますが、この「一の継続する状態」の意義につきましては、一定の事由に基づき介護を必要とする状態が認められた後、その事由に基づく介護を必要とする状態が終了し、その後に社会通念上これとは別個の新たな事由が生じ、これに基づく介護が必要であると認める場合には、これは改めて介護休暇を必要とすることができるという意味であると理解しております。一つの事由が継続する限りは、職員は三ヶ月の範囲内で断続的あるいは継続的に介護休暇をとることができるというふうに私どもは承知しているところでございます。

わ沙が出た場合、その都度この介護休暇に対しでは適用の対象になるんだ、こういうことでよろしくうございますね。

○堀籠最高裁判所長官代理者 私どもの理解するところでは、Aという病気、Bという病気、Cという病気、これが社会通念上別個の病気であると観念されるようの場合につきましては、別個の一の継続する状態ということになりますので、委員御指摘のように、別々に介護休暇をとることは可能ではないかというふうに理解しておりますが、やはりその分かれ目は、社会通念上同一の理由であるかどうかということになるのではないかといつふうに思います。

に、Aという病気あるいは事情が消えまして、その後に新たにBというような病気にかかったようなことを想定いたしますと、あるいはAという病気と同時に、さらにAという病気が再発したというような場合には、前の一の継続する状態は終了し、新たな別個の一の継続する状態が生じたと考えることになるのではないかとうふうに理解しております。すなわち、Aという病気にかかるておらず、介護中、あるいは介護が終わった後に、委員御指摘のように、別の事故でまた介護を要すると、いうような場合には、事故が起つたときからまた三ヵ月というふうな計算になるのではないかといふふうに私どもは理解しているところでございります。

○齊藤(斗)委員 それでは次に、具体的な内容についてお伺いいたしたいというふうに思います。私は、手元の一般職の職員の勤務時間、休暇等に

は、最初は痴呆で解釈し、そして次は寝たきりで解釈する、こういうような解釈というのではできるのかできないのか、それと、三ヵ月という期間と

○齊藤(斗)委員 これから高齢化社会に向かって、特に介護を要する方々というのは、それまでに大変社会のために頑張ってこられた方々でございまして、また、その必要とする介護が、お年寄りになればなるほど長くなるという、そういう背景もございます。どうぞこのような新しくて、そして改善された制度の導入を図ることによりまして、お年寄りにも優しい社会づくり、それを裁判官でも率先してやっていただきたいということをお願いを申し上げたいと思います。

高齢化社会を迎えるという時代の趨勢の中で、その必要性につきましては、ただいまお話を伺いましたように、よく理解ができるわけであります。が、四月二十二日付の産経新聞によりますと、民間企業全体では介護休暇制度を導入しているのが六社に一社という割合、従業員五百人以上の大規模な事業所では五割を超している、こういった指摘があるわけでございます。私といたしましても、社会の流れとして、このような制度が導入されることにつきまして賛成でございますし、また、社会全體として大きな流れをつくるという意味で、これからも関係各位には一層の努力をお願いを申し上げたいというふうに思います。

しかし、裁判所には、適正迅速な裁判を行すべき司法としての責務もあるわけでございまして、特に、往時に比べますと最近は裁判にかかる時間は総体として短くなつたとも聞いてはおりますが、民事訴訟事件や、近年急増いたしております執行事件は依然として裁判終結までにお相当の時間がかかっているというふうに聞いております。それは、あらゆるところからの情報、陳情等々でも聞くわけでございます。そのような中で、介護休暇制度を導入して、結果、裁判がおくられるなどというような事態が生ずるんではないかと心配をする声もあるわけであります。介護休暇を導入したことによってそのような事態が生ずれば、これは本末転倒ということにならざるを得ない。最高裁としては、その点どのように考えて、国民へのサービスに相努めてくださるの

○堀籠最高裁判所長官代理者 介護休暇を導入することによって審理がおくれるというようなことがありますと、これは憲法三十一條に言う迅速な裁判を受ける権利が侵害されるという事態が発生することでありまして、これは委員御指摘のところり、本末転倒であることは言うまでもないところでございます。

している事業所が四八・二%、本人の介護が必要または適当であることを条件としている事業所が三二・〇%、このような民間は民間なりの対応の仕方をされておるということでございまして、今より連和感のないやり方でこれを進めていただきたいことをお願い申し上げておきます。

以上でこの介護の関係については終えさせていただきます。ありがとうございます。

今、大臣大変お忙しい中委員会へ駆けつけてく

の事案でありましたが、そのため捜査は約三百日間の長期にわたりまして、この間検察当局は、厳正公平、不偏不党の立場を堅持して、さまざまな困難を克服し、事案の真相を解明し、適正な事件処理を行つたもの、このように考えているところでございます。

○齊藤(斗)委員 この報告書をもってゼネコン捜査が終わったと見ていいのか、それとも東京地検以外で捜査をしているということがあるのかない

高齢化社会を迎えるという時代の趨勢の中で、その必要性につきましては、ただいまお話を伺いましたように、よく理解をできるわけでありますと、民が、四月二十二日付の産経新聞によりますと、民間企業全体では介護休暇制度を導入しているのが六社に一社という割合 従業員五百人以上の大規模な事業所では五割を超している、こういった指摘があるわけでございます。私といたしましても、社会の流れとしてこのような制度が導入されることはつきまして賛成でございますし、また、社会全体として大きな流れをつくるという意味で、これからも関係各位には一層の努力をお願いを申し上げたいというふうに思います。

しかし、裁判所には、適正迅速な裁判を行なうべ

最高裁判所といなしましては、介護休暇制度が導入、施行されました場合には機動的に対処し、裁判官の協力を得て、介護休暇の取得についての情報を早期に的確に把握いたすとともに、介護休暇がとられた場合には、同一庁内の裁判官の応援体制を早急に立てるばかりでなく、他庁からの応援、てん補、場合によっては当該庁への新たな裁判官の配置等の工夫をいたしまして、裁判官が介護休暇をとったために事件が停滞するというようなことが決してないように、私どもは適切に対処していくかたいというふうに考えておるところでございます。

○齊藤斗委員 最後に、もう一つだけつけ加えさせてください。

それは、このような制度を導入し、そしてさら

さつたわけでござりますが、残された時間、わずかでありますけれども、ゼネコン検査の関係について少し関連してお伺いしたいというふうに申します。

まずもって、昨日法務省が出されました「東京地検によるゼネコン汚職事件の検査処理に関する報告」というのが先ほどの理事会に出されまして、この委員会に報告されたということで、この報告書が提出されたということで理解をさせたいと存ります。

そこで、ゼネコン汚職事件の検査処理に関するこの報告に対する法務大臣の所見をまずお伺いたいと思います。

○中井国務大臣　お答えをする前に、当法務委員会が、大変厳しい日程の中、しかも法案審査に間に

○中井国務大臣 捜査は終了した、このように報告を受けているところでござります。

○齊藤(平)委員 これは報道によりますけれども、昨日の予算委員会で、小沢議員に対する告訴がなされておるという件について、報道を見て知っているわけありますが、これはこのゼネコンとは違うという解釈でございますか。

○中井国務大臣 お尋ねの小沢議員に対する二件の告発に関しては、現在それぞれの地検におきまして捜査中であります。いわゆるゼネコン疑惑とは別件であります。

○齊藤(平)委員 時間もないのに次へ進ませていただきますが、ゼネコン疑惑に関してマスコミの

にそれを促進させることに間違いないわけ
でございますけれども、民間との格差の問題で、
民間との間で違和感が出るような、そのようなこ
とはやはり避けられた方がいいのではないかと
いうふうに思つております。

これは労働省からの資料でござりますけれど
も、介護休暇を取得できる労働者と要介護者との
関係、これは条件の中に入ってくるわけでありま
すが、このような指摘があるということで聞いて
おいていただきたいと思います。

それは、介護休暇を取得できる労働者と要介護
者との間に条件ありますとする事業所は七五・二%あ
る。その条件、これは複数回答でござりますけれ
ども、他に介護者がいないことを条件としている
事業所が五三・五%、そして同居や扶養を条件と

しまして、私が予算委員会等御無礼をさせていた
だいておるにもかかわりませず、鋭意御質疑を進
めていただいておりますことに対しまして、委員
長あるいは理事の皆さん、委員の皆さん方に心か
らお礼を申し上げる次第でございます。

今齊藤議員御指摘の報告に關しましては、昨日
予算委員会の求めに応じて予算委員会に提出をさ
せていただきました。国会の国政調査権の行使に
対して最大限の御協力をするという觀点から、法
令の許す範囲において可能な限りの報告をしたと
考えております。昨日の予算委員会の委員会質疑
におきましても、よくここまで書いたというお言葉
の言葉も一、二の議員から賜ったところであり
ます。

報道ということがかなり過熱したのではないか、オーバーヒートしたのではないかというふうに感じているわけであります。供述内容等検察当局の情報が遗漏報道されているのではないか、法務・検察がリークしているのではないかというような話も巷間伝えられるわけであります、その点について御所見をお伺いしたいと思います。

○中井国務大臣　過日も法務委員会におきまして、また昨日も予算委員会におきまして同趣旨の厳しい御指摘、御批判があつたところでございま

しかし、検察当局におきまして、あるいはまた調べに当たりました検察官それをおきまして、いやしくもリークをする、そしてそのことによつて情報操作をする、こんなことはあつてはな

これは労働省からの資料でござりますけれども、介護休暇を取得できる労働者と要介護者との関係、これは条件の中に入ってくるわけでありますが、このような指摘があるということを聞いておいていただきたいと思います。

それは、介護休暇を取得できる労働者と要介護者との間に条件ありますとする事業所は七五・二%ある。その条件、これは複数回答でござりますけれども、他に介護者がいないことを条件としている

今齊藤議員御指摘の報告に關しましては、昨日予算委員会の求めに応じて予算委員会に提出をさせていただきました。国会の国政調査権の行使に対する最大限の御協力をするという觀点から、法令の許す範囲において可能な限りの報告をしたと考えております。昨日の予算委員会の委員会質疑におきましても、よくここまで書いたというお褒めの言葉も一、二の議員から賜ったところであります。

話も巷間伝えられるわけであります、その点について御所見をお伺いしたいと思います。

○中井国務大臣　過日も法務委員会におきまして、また昨日も予算委員会におきまして同趣旨の厳しい御指摘、御批判があつたところでございま

す。

しかし、検察当局におきまして、あるいはまた調べに当たりました検察官それぞれにおきまして、いやしくもリークをする、そしてそのことに

それは、介護休暇を取得できる労働者と要介護者との間に条件ありとする事業所は七五・二%ある。その条件、これは複数回答でござりますけれども、他に介護者がいないことを条件としている

考えております。昨日の予算委員会の委員会質問におきましても、よくここまで書いたというお褒めの言葉も一、二の議員から賜ったところであります。

しかし、検察当局におきまして、あるいはまた調べに当たりました検察官それぞれにおきまして、いやしくもリーケをする、そしてそのことにす。

○城籠最高裁判所長官代理者 裁判官の退官者の数でございますが、これは会計年度で申し上げます。平成四年度は、定年退官された方が二十六名、依頼退官、任期終了等で中途退官された方が五十八名、合計八十四名でございます。平成五年度は、定年退官された方が四十五名、中途で依頼退官等された方が六十一名、合計百六名になつております。この合計の数は判事、判事補及び簡易裁判所判事を含めた数字でございます。

なお、家族の介護等でやめた方がどのくらいあるかというお尋ねでございますが、私どもは具体的にやめる理由について一々把握しておりませんので、その点現在数字がないわけで、答弁できないうことは恐縮でございますが、私どもが考えるところでは、それは多くの数ではないのではないかと、むしろ極めて少ない数になるのではないかと、いうふうに考えておるところでございます。

○佐々木(秀)委員 定年退官に比べると、私が言った途中退官というか、これは依頼退官になるわけでしょうけれども、かなりの数に上っているわけですね。双方合わせますと、平成四年度は八十四名ですけれども、平成三年度で百一、平成五年度で百六。一方、ことしの新任判事補が百四と、いうことになりますと、やはり退官される方の数とそれから新任の数、こととは多かつたということが言えるけれども、恐らく昨年それから平成四年の場合にはむしろ新任判事補の数よりも退官の方の方が上回るのではないかだろうか。定員法の関係もありますけれども、果たしてこの充足率は大丈夫なのかと、いうことがいささか心配になつたりすることがあります。

加えて、ここにまでた裁判官がさきの育児休暇をと/orあるいは今度の介護休暇によって長期の休暇をとるなんということになった場合に、裁判の執務体制に支障がないのだろうか。先ほど齊藤委員からのお話もあって、てん補あるいは代替措置

そこで、裁判官の育児休業請求権、これについて
員会でも議論する必要があるのでなかろうかと
いうようにも思つたりしております。
機会もあると思ひますけれども、少しくここ委
時に、あわせてやはり裁判官全体の数がこれでいいのかとかいうことも、きょうだけではなしに次の機会もあらうと思ひますけれども、少しくここ委員会などによつて遗漏がないようにしておられるといふことですけれども、若干の懸念なしとしないわけですね。この辺の配慮をぜひお願ひしたいと同時に、あわせてやはり裁判官全体の数がこれでいいのかとかいうことも、きょうだけではなくしに次の機会もあらうと思ひますけれども、少しくここ委員会でも議論する必要があるのでなかろうかと
いうようにも思つたりしております。

裁判官の場合には、休みますと法廷がとまってしまってというような問題がありますので、実情を申し上げますと、夏の間あるいはゴールデンウイークの前後、それから年末年始などに集中的にとなるというような裁判官が多いというのが実情でございます。

それから、裁判官の休暇取得状況につきましては、はっきりしたデータを持っているわけではございませんが、やはり一般的に申し上げますと職

いうことがむしろ望ましいことであるわけですかから、そういうことにためらうというようなことがあつてはならないと思いますし、仮にそういうような長期休暇だとかあるいは休暇を再々とるということが勤務の評定といいますか、昇進だとかその他の関係で影響があると思わせるようなことがあつてはならないと思うのですね。それが環境整備の問題にもつながるわけですから、そういう点はぜひ御配慮をいただきたいと思うわけで

裁判官のお話や様子なども見たり聞いたりしておりまして、何となく年休というのも遠慮されてい るのではないかというふうに思われるのです。しかしやはり心身のリフレッシュその他を考える と、裁判官としても年次有給休暇などは権利とし てあるわけですから、これをひとつとて、そし て心身のリフレッシュに充てていただくというこ とが効果的であろうし、望ましいことであろうと思われるのですが、この辺の実情はどうなつていい るのでしょうか。おわかりの範囲で結構ですけれども、お話ししただければありがたいと思います。

○堀籠最高裁判所長官代理人 裁判官の年次休暇を取得するための手続につきましては、必要事項を記載いたしました休暇申請書を所属の長に提出してその承認を受けるということになつております。このように、年次休暇につきましては一般の裁判所の職員と同様な手続でございます。ただ、

○佐々木(秀)委員 今のところは大変少ないのですけれども、実は裁判官それぞれに心身ともに相当苦労されている方もあると思いますので、健康管理などについては十分にひとつ最高裁の方でも配慮していただくよう、それからまた過労にならないようにしていただかないと、特にかつてはそういう事件もなかつたわけではないのですね。やはり心身の疲労のためにそれが裁判官の職務に影響して問題になつたというようなケースもないわけではなかつたように私も思つておりますので、一つは、最後の御質問と絡みますけれども、やはりぐあいの悪いときにはぐあいが悪いとはつきり言つて、そして早く心身の治癒に専念するよ

なるわけですから、そういういたしますと、最高裁判所の規則で定められる介護休暇についての具体的な内容ですね、特にこれは一般職の場合との相違点は具体的にどういう点が違うのか。これを御指摘いただきたいと思います。

○堀籠最高裁判所長官代理者 現段階では、人事院規則が必ずしも固まっているようではございませんので、確定的なことを申し上げることは困難でございますが、最高裁判所の規則で定める事項については、私ども次のように考えております。

まず、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員、いわゆる裁判所職員の例による一般的な規定を置きますほか、一般の職員と違うとして定めることとして現在考えておりますのは、次のようなことでございます。

まず第一は、裁判官の介護休暇の単位は一日とすること、二番目といったしましては、裁判官の介

護休暇については、所属の各裁判所またはその委任を受けた者の承認を受けなければならないこと。

三番目は、各裁判所は、もちろんその委任を受けた者を含むわけですが、介護休暇の承認を受けた裁判官から介護休暇の承認の取り消しの申し出があった場合には、介護休暇の承認を取り消すものとすること、四番目といたしましては、裁判官が介護休暇により職務に従事しない日があります場合には、その月の報酬の額は、裁判官報酬法第七条の規定によりまして日割り計算をする、こういうようなことを現在考えているところでございます。

○佐々木(秀)委員 一般職の場合には、給与の関係についても、休暇についてもそうですけれども、時間単位で考えられる。裁判官の場合には、裁判官の職務の特殊性からいって、休暇の時間と申しますか、これはやはり日割り単位になって時間ということにはならない。それから報酬についてもそうだということをさつき御説明がありました。そういうことでございますね。

それと介護の対象ですけれども、これは一般職の方では配偶者、父母等となっておるようですが、昨年十一月十七日の人事院の意見によりますと、介護休暇は、職員が負傷、疾病または老齢により「常態として日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する必要」がありということで、要保護者の範囲ですね、今申し上げたように記載をしておる。この要介護者の範囲についても、最高裁の規則の中ではこれは明記されるのか。明記される場合には、今私が読み上げたのと同じような記載になるのかどうか。この辺はいかがでしょうか。

○堀籠最高裁判所長官代理者 一般職の国家公務員の介護休暇につきましては、ただいま委員官指摘のように、配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他人事院規則で定める者というふうになるものと承知しておりまして、裁判官の介護休暇の場合にも、介護を要する親族の範囲については、一

般職の公務員の場合と同内容になる規定を設ける予定でございます。

○佐々木(秀)委員 そういたしますと、さつきの具体的な例としてお考えいただきたいのは、例えば、本人ないしは配偶者のおじさんだとかおばさんだとかそういうような人々で、直接の親族、このおじさん、おばさんに介護してくれるような子供がないというような場合に、おじ、おばなども、場合によっては要介護者として、この介護

休暇請求のときにその人を介護するために必要だということになるのかどうか。

実は私なども、私の父の姉、これは私どものおばになるわけですから、このおばが早くに配偶者を亡くして、子供がいなかつたものだから、独身だったのですが、これを私のところで引き取って女房が面倒を見たのですけれども、亡くな

るまで五年ばかり面倒を見たということがあるのですが、仮にこれが裁判官に置きかえられた場合に、こういうような事例で介護休暇の請求をして認められるのかどうか。この辺はどうでしょうか。

○堀籠最高裁判所長官代理者 介護休暇につきましては、休暇という性質上、他の休暇の場合と同様に扱われることになるわけですから、裁判官の在職期間の計算におきましても、介護休暇を取得した期間のすべてが算入されることになるわけでございます。

○佐々木(秀)委員 わかりました。

それでは最後ですけれども、先ほどもちょっと触れましたように、こういういろいろな休暇の請求が権利として裁判官にも認められる。しかし実際には、裁判の仕事が重要である、忙しい、それからまた、裁判官の独立性といふことを考える

と、自分が受け持っている事件について、他の裁判官に必ずしも直ちにやってもらうということになじむのかどうかというような問題もあるわけです。そんなことから、せっかく権利としてこういう制度が認められても、裁判官はお互いに顔を見合いながら請求しにくいというようなことがあります。

○堀籠最高裁判所長官代理者 介護を要する親族の範囲につきましては、委員が御指摘されましたようばかりに、「等」ということになつておりますが、一般職の場合には、具体的には人事院規則でその範囲を決めるという建前になつて、私は承知しておりますと、その人事院規則における予定になつていると聞いております。

私どもは、裁判官の介護休暇につきましては、やはり一般的な国家公務員の場合と同様に扱うのが相当であると考えておりますので、人事院の規定の内容を把握しまして、それと同じような規定を置こうというふうに考えておるところでございまして、同居の祖父母であるとか兄弟姉妹も含まれる予定になつていると聞いております。

かと思うのですね。

地方裁判所などでも、本庁の場合には代替制が割合多く思いますが、それに支部ですね、私も北海道の北の方にいるわけですが、地方裁判所の支部なんかは裁判官も少ないわけです、場合によっては裁判官がない府もあるわけですね。そういうところで補てんをするというのはなかなか大変なことだらうと思うので、そういうことになるのか。それとの関係で退職金なんかがどうなるのかとか、こういう在職期間との関係はどういうことになるのでしょうか。

とうございました。

○高橋委員長 正森成二君。

○正森委員 同僚委員がもうほとんどお聞きになりましたので、私はごく簡単に聞かせていただきまます。

今佐々木委員もお聞きになりましたが、我々はこの法案にはもちろん賛成ですが、最後に、裁判官が取得できないのではないかという質問がありまして、当然の権利であるから取得することによつて不利益な扱いを受けることはない、これは当たり前の話であります。

それから、府内においていろいろ配置がえをするとか、やりくりをして国民に迷惑がかからないようにするということを言われました。それは、そういうようにやりくりをするから遠慮なく介護休暇をとつていいのだということを言外に含めてのことだと思います。しかし、実際上、裁判官の人員が不足している中で、希望する裁判官が気兼ねなく取得申請できるかどうか、環境づくりということが非常に大切だと思います。

それで、この制度ができるから直ちにはどちらい介護休暇をとるかというようなことを予測でききな面があるかもわかりませんが、一定の期間が過ぎた場合には、大体毎年どれくらい介護休暇の申請が出て、延べ何ヶ月くらい休むことになるかということは予測可能でありますから、その分は考慮して裁判官の人員を決める、あるいは新しい採用を行うというような配慮をすべきで、それをやらないで、出たとこ勝負で、休暇が出ればそれぞの府内や、あるいは一つの府でやりくりできないときは高裁判管内でやりくりするというだけでは、これは、その裁判官も介護休暇をとりにくいし、他の裁判官にとって過重な負担になると、いうことになると私は思いますが、その点についての御意見を承りたいと思います。

○堀籠最高裁判所長官代理者 裁判官がどの程度介護休暇をとるということは、現段階では、私ども意向調査をやっておりませんので、予測を申し上げることは極めて困難であります。ある程度

の運用がまいりますとの程度介護休暇をとると

いうようなことがわかりますので、委員御指摘のよう、私どもいたしましては、介護休暇の制度及び趣旨を裁判官に周知徹底することによって

制度の定着を図るとともに、裁判官が安んじて介護休暇を取得できるような執務体制、環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

現に行われております育児休業につきましても、その育児休業をとっている間はほかの裁判官をよその管内からてん補させてというような運用もやつているところでございまして、これからも

そのような点については適切な措置をとつてまいりたいというふうに考えていろいろございます。

○正森委員 できるだけ適切な措置をとつていただきたいと思います。

○正森委員 その次に、本法案の適用される裁判官以外の裁判所職員、これは他の一般国家公務員に準じて介護休暇を申請できることになっております。裁判所の一般職員の中で女性の占める地位が非常に高くなつて、介護休暇の要望が非常に強うございま

ますので、今回の措置は歓迎されているようであ

ります。

これは、もちろん三ヶ月でなしに六ヶ月とか一

年だったらしいのは決まっているのですが、公平

の原則といふか、他との兼ね合いいろいろあり

ますから、今出でおります要望は、連続三ヶ月

じゃなしに、延べ三ヶ月でできないか。つまり、

場合あるいは兄弟が二人三人おる場合には、介護

のローテーションを組んで、プロ野球の投手では

延べ三ヶ月といふことになれば、夫婦が共稼ぎの

ありませんが、それで一年なら一年持ちこたえる

ことができる。だから連続三ヶ月じゃなしに、一

ヶ月あるいは一週間ずつくるくる回すとかで、結構なことになりますので、この事件の概要や件があつたようあります。警察庁においては、

になるか、あるいは、それをもしやるたついて他の関係上こういう困難があるということであれば、我々立法府でも考えたいと思いますので、遠慮なく御意見をお述べください。

○堀籠最高裁判所長官代理者 裁判所の一般の職員の中に委員御指摘のような意見があることは私どもも承知しているところでございますが、まず、裁判所の一般の職員につきましては、委員御承知のように、裁判所職員臨時措置法という法律によりまして一般職の国家公務員の規定がそのまま準用されることになつてゐるわけでございます。したがいまして、一般職の職員についての介護休暇の規定を改正しない限り裁判所の一般の職員についてはどうすることもできないというが現在の法体制であるわけでございます。

それから、裁判官につきましても一般的の職員の例に準じてということになつておりまして、裁判官だけは他の国家公務員と違つて長い介護休暇をとるというのは、やはり現在の国民感情からいついかがなものかというふうに考えておるところ

でござります。

○正森委員 当然の答弁だと思いますが、そういう

点を考慮して一般職そのものについていろいろ考

えるように、私どもの党はもちろん立法府も、私がこんなことを言うと委員長に申しわけあります

せんが、やはり考えてみる必要のある問題であ

る。公務員の要望はもつともな点があると思いま

す。

それでは残された時間、少し他の問題について

質問通告しておりますので、伺いたいと思いま

す。

それで残された時間、少し他の問題について

質問通告しておりますので、伺いたいと思いま

す。

それでは残された時間、少し他の問題について

質問通告しておりますので、伺いたいと思いま

す。

三月四日の未明ですね、午前一時ごろだそうで

ますから、今出でおります要望は、連続三ヶ月

じゃなしに、延べ三ヶ月でできないか。つまり、

場合あるいは兄弟が二人三人おる場合には、介護

のローテーションを組んで、プロ野球の投手では

延べ三ヶ月といふことになれば、夫婦が共稼ぎの

ありませんが、それで一年なら一年持ちこたえる

ことができる。だから連続三ヶ月じゃなしに、一

〇谷口説明員 御指摘の事件は、平成六年三月四

日金曜日でございますが、午前一時ごろ、埼玉県浦和市元町所在の、当時東京高等裁判所判事の近藤和義氏、六十歳宅に対しまして金属弾が発射されました。同判事宅の外壁に着弾しまして、さ

らに発射弾の胴体部分が隣家の物置に落下いたしましたが、草花の葉が飛んでいた。人

が倒れていた。事件でござります。

捜査状況でございますが、埼玉県では本件に関しまして捜査本部を設置して捜査しているところ

でございますが、革労協の狭間派が三月六日の日曜日に都内の報道機関に対しまして犯行声明を郵送したことから、革労協狭間派の犯行と見まして

的被害はございません。

捜査状況でございますが、埼玉県では本件に関

しまして捜査本部を設置して捜査しているところ

でございますが、革労協の狭間派が三月六日の日

曜日に都内の報道機関に対しまして犯行声明を郵

送したことから、革労協狭間派の犯行と見まして

会の阿部会長は、「裁判を妨害し、何らかの影響を及ぼす意図があつたとすれば、司法に対する悪質な挑戦で、憤りを禁じえない」という趣旨の談話を発表しております。ですから、単純な犯行ではないのではないか。特に、裁判官が退官するというようなことと何らかの因果関係があれば、これは非常に問題であるというふうに思います。

○谷口説明員 事件後の三月六日に都内の報道機関に対しまして革労協の革命軍軍報が郵送されました。また、革労協狭間派の機関紙「解放」、平成六年の三月十五日付でございますけれども、この犯行を自認する内容の記事が掲載されました。そ

の中を見ますと、第二次再審棄却を謀るとしておりまして、かねてから勇退したいというふうな内容が書かれておりまして、狹山闘争に関連しましたゲリラ事件を見て銃意検査中でございました。

○堀最高裁判所長官代理者 近藤判事は東京高裁の長官代行を約二年近くにわたってやっておられた方でございまして、かねてから勇退したいという意向を示しておられたわけでございまして、その発令が本年の三月四日になつたという関係でござります。

○私どもいたしましては、狹山事件を担当していたとか金属弾が自宅に撃ち込まれたということを契機として退官したものではないのではないかというふうに考えているところでござります。

○正森委員 事前にもうおやめになるということであれば、この事件があつたからおやめになつたということは、おっしゃるとおりないかもしれません、逆に言えば、犯行を行つた者が、三月四日になつたということを知つておつて、それで犯行を行つたという可能性がますます強くなると思うのですね。そういう意味では、警察厅になるのか検察厅になるのかわかりませんが、やはりしかるべき検査をしていただき必要があるというよう

に思います。

法務大臣がおられますので、警察の捜査がある

程度熟せば検察厅にも上がつてくるわけですが、

政治家としても結構ですから、御思想がござい

ますので、終わらせていただきたいと思います。

○中井國務大臣 御質問は承つております。

先生のお話の御趣旨と違つかもしれませんが、

いやしくも裁判官あるいは検察官が暴力等によつておどかされる、このようなことがあつては断じてならないと考えております。

○正森委員 終わります。

○高橋委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○高橋委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高橋委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高橋委員長 この際、暫時休憩いたします。
午前十一時三十九分休憩

午後三時三分開議

○高橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、商法及び有限会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本有二君。

○山本(有)委員 商法、有限会社法の改正の最初の質問でござりますので、教科書でいえば總則と

ういうことで、ちょっと一般的な、大まかな話をお伺いさせていただきたいと思います。

いわばそのテーマは企業の社会的責任と商法改

正、そう銘打つてもいいような話だろうと思いま

すが、まず、商法改正というのは昭和五十六年か

ら平成二年あるいは平成五年、たびたび行われて

おりまして、このように改正が頻繁に行われる、

しかも平成二年、平成五年というように間の年数

が少ない。ならば一括して改正すればいいものをどうしてこのようにたびたび行わなければならぬ

のか、そのあたりの御事情をお聞かせいただきたい

たいと思います。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、商法のうちの会社法に関する部分につきましては、他の民事基

本法に比べまして相当頻繁に改正が行われている

わけでござりますが、その理由を御説明するに當たりまして、前からの経過についてちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

商法の会社法の規定につきましては、御案内のとおり、戦後の昭和二十五年に、アメリカの制度を導入するということを主体とする大変大きな改

正がされまして、その後大きな改正といたしまし

たということを契機といたしまして、会社の監

査制度、それから会計制度の抜本改正のほか、大

規模会社については会計監査人監査の制度を導入

するいわゆる商法特例法の創設を含む大規模な改

正でございましたけれども、この法案の審議の中

で、衆議院、参議院各法務委員会における附帯決議におきまして、会社法についてはもっと抜本的に全面的な改正作業を行つべきである、こういう御指摘をいただきました。それを踏まえて、昭和五十年から法制審議会の商法部会の場で、会社法のいろいろな分野にわたる全面的な見直しの作業に着手したわけでございます。当初は、それを一

度実現するということを目途として改正作業を行つたわけですが、その後御指

摘のように、少しずつといいますか改正を繰り返してきました。現在もなお、その昭和五十年に始ま

した全面改正作業の途中にある、まだ残された問

題もあるという状況にあるわけでございます。

なぜ一括してという御質問でございますけれども、これは最初の改正、昭和五十六年改正においても、御案内のとおり、昭和五十四年にわ

きてきた。現在もなお、その昭和五十年に始ま

した全面改正作業の途中にある、まだ残された問

題もあるという状況にあるわけでございます。

そこで、これまでの五十年以来数年間の検討の結果に基づいて、今申し上げましたような観点をも含む改正をその際実現するということになったわけ

です。

そこで、平成二年には最低資本制度の導入でござりますとか、大小会社の区分の問題でござい

ますとか、そういった中小規模の会社に関する規

定の整備をし、平成五年には御案内のとおり監査

役制度、代表訴訟制度の改善、それから社債法制

度のかなり大幅な改正ということを実現させていた

だいたわけでございます。

これは、全面改正ということで大変長い期間を

かけてそれを一挙に実現するという方法も一つの

方法でござりますけれども、そういうことになり

ますと大変長期間を要する、その間に会社をめぐ

る社会情勢がいろいろ変化していく、変化をし

ていく中でやはりその都度その都度対応しなけれ

ばならないという問題もまた同時にありますというよ

うなことから、これはやはり現実的に必要な改正

を実現し、しかもそのときどきの社会経済情勢に

応じた改正もそれにつけていくという形で実現する方が、現実問題としてはより現実的と申しますか、適切であるというような考え方に基づいて、そういうふうに対応してきているわけでございます。

今後も残された問題について検討を続けていて、今後の取り扱いがどうなるかはまたこれから検討するわけでございますが、そういうことで少しずつ着実にという方法も一つの適切な対応の方ではないかというふうに考えているところでございます。

○山本(有)委員 商法の改正はたびたび行うそういう社会事情があるというように伺いをしたところであります。社会事情が変化する、それは、人間の創作活動や人間の自由な活動に基づくものだらうと私は思います。まずやはり現代国家、近代国家の一番大事なのは自由であって、それから肉体的、精神的自由があつて、そして経済的自由があつて、その経済的自由の中に企業活動の自由がある。ところが、その企業活動を自由にやつていくと、もう個人が自由に働いていくといつよりも、巨大な組織が働くことによって、いわばそこに人間が予想できなかつた、本来自由を確保したときには予想できなかつたいろいろな弊害が起つてきておるというように思います。

例えれば公害問題なんというのは、企業活動の自由の中から出でたいわばお荷物であり、ちりあくたのようなものであらうと思いますが、そのことによつて逆に、自由であるはずの個人がその自由を奪われるというようなこともつながらつておるわけです。そうすると、企業の社会的責任といふことが叫ばれてしかるべきでありますし、そのことが、高度経済成長、例えればアメリカの一部株主運動だとラルフ・ネーダー弁護士だとかいうような華々しい活動となつて今日來ておるわけであります。最近の日本におきましても、例えばバブル崩壊のときのあの土地の高騰、さらにその乱高下、さらにはゼネコンの最近の不詳事件というのも、ひいては企業の社会的責任を全うし

なかつたがゆえにここに至つたと言つておることもできようかと思うのであります。

この企業の社会的責任を果たすために、現行の商法上この規制が十分に働いているのかどうか。商法はまさに改正をどんどんしていっている。それは、社会的責任を全うしてくれよという枠組みづくりだらうというようにお伺いしておりますけれども、しかし今日それが十分なのか。そのことについて御意見を承りたい。

○瀬崎政府委員 会社は商業内とおり営利を目的とする法人でございますので、出資者である株主のために、さらには、会社を支える従業員の生活確保という観点からも利益を上げなければならぬ。そういう組織を使っての活発な企業活動というものが、また我が国経済を支え、発展を支えてきているという関係にあるわけございまさが、そういうことで、御指摘のとおり、企業といふものが巨大化する、それも、株式会社という制度を利用して初めて可能になるという面があるわけござります。そのように会社が営業活動をする中で、会社が商法を初めとして各種の法令を遵守して、いやしくも社会的非難を受けることのないよう行動することが、まずその社会的責任を果たす上において、ひいてはそういった企業活動の将来の経済の発展の観点からも極めて重要な問題であると考えているわけでござります。

この企業の社会的責任ということは、先ほど申しました昭和四十九年の法改正の際の衆参の法務委員会の附帯決議の中でも、そういう観点からの改正ということも御指摘いたいでいるところでございます。これまでおきましたが、監査制度の充実強化などの会社のいわゆる自主的監視機能の強化のための諸制度の改善を図るなど、会社の違法、不当な行為の防止という観点からの改正にも努めてまいりました。これまで申しました改正の中でも、こういった観点からの改正といふものがかなり大きな部分を占めているというふうに考えているところでございます。

○山本(有)委員 この企業の社会的責任をどう考えるかが、商法改正の重点をどこに置き、どのよう改定の方向を持していくか、いわばこれに付属する立場いたしましては、これまで可能な限りの努力を傾けておるというふうに考えておなりまして、さらに今後ともそういう立場で考えてまいりたいと思っております。

○山本(有)委員 この企業の社会的責任をどう考えるかが、商法改正の重点をどこに置き、どのよう改定の方向を持していくか、いわばこれに付属する立場いたしましては、これまで可能な限りの努力を傾けておるというふうに考えておなりまして、さらに今後ともそういう立場で考えてまいりたいと思っております。

そこで、大臣にお伺いします。

大臣は、企業の社会的責任、それを十分に今まで考られてきただらうと思ひます。特に、民社

党という一つの、結党以来それを主張してきた、極めて労働者の立場に立ちながら、使用者に対し

て対決でなく協調というような趣旨でやってこられた政党だらうと私は思つておりますが、その

意味から、大臣に、企業の社会的責任というこ

とに對してどうお考えか、お伺いいたします。

○中井国務大臣 言うまでもなく、会社は日本の

経済発展の上において必要不可欠の存在であり、

その活発な企業活動が確保される必要があると考

えています。その反面、その社会的責任はおっしゃられるように非常に大きいものがある。商法

を初め各種の法令を遵守して、株主や従業員の利

益を守るとともに、社会的非難を受けないよう行

動することがその社会的責任を全うすることにつ

ながる、このように考えておられます。

一方、民社党の議員として活動してきた中から

どう考へておられるか、こういうお尋ねでございま

たが、私個人は、過去、選舉区においても国会に

現在の規制で十分かどうかということにつきま

してはいろいろ御議論があるところであろうと思

いますが、会社法というのは、これは会社の組織

法でございまして、そういう観点から会社の運営

が適切に行われるよう」という組織法上の規制を

するということでございまして、会社の行動を

一々監視するという立場での法律ではないとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。つまり、さらに今後ともそういう立場で考

えておる、このように言つてまいりました。そ

ういふたから、逆に社会的な責任、この重さ

をを感じただくべきであろう。そういう中から

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。つまり、さらに今後ともそういう立場で考

えておる、このように言つてまいりました。そ

ういふたから、逆に社会的な責任、この重さ

をを感じただくべきであろう。そういう中から

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。つまり、さらに今後ともそういう立場で考

えておる、このように言つてまいりました。そ

ういふたから、逆に社会的な責任、この重さ

をを感じただくべきであろう。そういう中から

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。つまり、さらに今後ともそういう立場で考

えておる、このように言つてまいりました。そ

ういふたから、逆に社会的な責任、この重さ

をを感じただくべきであろう。そういう中から

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。つまり、さらに今後ともそういう立場で考

えておる、このように言つてまいりました。そ

ういふたから、逆に社会的な責任、この重さ

をを感じただくべきであろう。そういう中から

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。つまり、さらに今後ともそういう立場で考

えておる、このように言つてまいりました。そ

ういふたから、逆に社会的な責任、この重さ

をを感じただくべきであろう。そういう中から

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。つまり、さらに今後ともそういう立場で考

えておる、このように言つてまいりました。そ

ういふたから、逆に社会的な責任、この重さ

をを感じただくべきであろう。そういう中から

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。つまり、さらに今後ともそういう立場で考

えておる、このように言つてまいりました。そ

ういふたから、逆に社会的な責任、この重さ

をを感じただくべきであろう。そういう中から

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。おいてもこういう言い方をいたしてまいりました。

日本の会社は、社会的にアメリカや他の國々と少し違うのではないか。なぜかと云うと、スポー

ツの面でもあるいは文化の面でも、まああるいは

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。おいてもこういう言い方をいたしてまいりました。

日本の会社は、社会的にアメリカや他の國々と少し違うのではないか。なぜかと云うと、スポー

ツの面でもあるいは文化の面でも、まああるいは

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。おいてもこういう言い方をいたしてまいりました。

日本の会社は、社会的にアメリカや他の國々と少し違うのではないか。なぜかと云うと、スポー

ツの面でもあるいは文化の面でも、まああるいは

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。おいてもこういう言い方をいたしてまいりました。

日本の会社は、社会的にアメリカや他の國々と少し違うのではないか。なぜかと云うと、スポー

ツの面でもあるいは文化の面でも、まああるいは

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。おいてもこういう言い方をいたしてまいりました。

日本の会社は、社会的にアメリカや他の國々と少し違うのではないか。なぜかと云うと、スポー

ツの面でもあるいは文化の面でも、まああるいは

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。おいてもこういう言い方をいたしてまいりました。

日本の会社は、社会的にアメリカや他の國々と少し違うのではないか。なぜかと云うと、スポー

ツの面でもあるいは文化の面でも、まああるいは

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

う意味で寄附を求める、また、直接営利に關係

する立場いたしましては、これまで可能な限

りの努力を傾けておるというふうに考えてお

なります。おいてもこういう言い方をいたしてまいりました。

日本の会社は、社会的にアメリカや他の國々と少し違うのではないか。なぜかと云うと、スポー

ツの面でもあるいは文化の面でも、まああるいは

政治献金という意味でも、個人がなかなかお金を

出すという風習はない、なじまない、また税制も

それに対応していない國にあって、企業が、環境

ツの面でもあるいは文化的の面でも、まああるいは

企業活動と直接は関係ない、社会の一員としてとい

任もあるのではないか、やつてはいけないことをやつてているのではないか。例えば、公害であるとか、先ほどの、バブルをもたらしたことも企業の責任でござりますし、さらにはゼネコン汚職、つまり営利を目的とするがゆえに安易なわば利益獲得、これに走ることによつて不祥事件が起つりました。またさらには、私は、メディアの問題、多くの企業が、プライバシーをあるときは侵害し、その危険を生じさせているということもあり得るのではないかというふうに思います。

したがいまして、消極的責任については、企業は十分に考慮をいただいて、絶対二度と起つさないようにしなければなりませんが、企業が営利で自由であるということを考えますときに、我々の政治体制、経済の枠組みから考えますと、法務大臣が、あるいは所管の皆さん、法務当局の皆さんがしつかり目を凝らしながら商法改正に臨まなければならぬ、私はそう思います。

そこで、今回の、現行の商法が規定している自己株式取得規制、これは世界でも一番自己株式取得規制は厳格だと言われております。厳格だと言われておるにもかかわりませず、これを改正して、規制緩和して、これを緩やかな方向に持つていこうというわけであります。冒頭、規制の概要及び規制を改正するという理由等々お聞かせいただきたいと思います。

○中井国務大臣 委員御承知だと思いますが、かねてから、国会の大蔵委員会等におきまして、あるいはまた当委員会においてもと思ひますが、自己株式取得についてはいろいろと論議のあつたところでござります。

一昨年、金融・証券等の不祥事に関しての特別委員会ができまして、私もそのメンバーの一人でございました。賛成、反対含めましてかなりの論議があつたところであり、同時に、そのことによつてかなり認識も深まつた、このように感じてゐるところでござります。そういう認識の中、また同時に、証券取引監視委員会というものがこの議論をもとにつくられた。同時にまた、東証を含

めて、証券協会を含め、かなり自主的な体制をつくりになつた。

そして同時に、企業がボーダーレスで広く世界のなかで行動する。また、世界の中で大変大きな地位を占める証券市場、これの開放ということも常に頭に入れていかなければならない。これらすべてが時を得まして今回の改正につながつた。私自身はこのように判断をいたしているところでございます。

中身につきましては事務当局から答へさせます。

○濱崎政府委員

大筋はただいま大臣から御答弁

申し上げたとおりでございますが、現在、どういふ規制がされているかということでござりますけれども、基本的に申し上げまして、現在の商法の規定は、自己株式の取得というものを原則として禁止しております。例外として一部これを許容しております。それは、いわば会社の合併の場合でござりますとか、営業の全部の譲り受けの場合でござりますとか、会社が権利を行使するに当たつてどうしてもその自己株式を取得する必要がある場合でござりますとか、そういういた、いわば会社の行動の中で不可避的に取得するという場合に限られている。会社が、一定の目的のために、たつてどうしてもその自己株式を取得するための自己株式の取得でございまして、会社は、従業員持株会に株式を譲渡する必要がある場合など正當な理由があるときには、定時総会の決議に基づいて、配当可能利益の範囲内で、発行済み株式総数の百分の三を限度といたしまして、使用者に譲渡するための自己株式を取得することができるというふうでござります。

二つ目は、利益消却のための取得でございまし

て、会社は、定期総会の決議に基づいて、配当可能利益の範囲内において、株式を消却するという目的で自己株式を取得することができるというふうでござります。

三つ目は、株式の譲渡制限がある会社、いわゆる閉鎖会社についての取得の特例でございまし

て、そういう閉鎖会社におきまして、株主から株式を他に譲渡することについての承認、もし承認しない場合には買い受け人を指定してもらいたい

という請求があつた場合において、会社は、自分を買ってのこの企業活動におきましては、まさしく最初の出発点であつた人の自由を奪う、そんなふうな矛盾を内包した問題であつて、これはゆる

がせにできないはずでござります。

そこで、先週に引き続いてもう一回お尋ねするわけであります。先週、ちょうど判決言い渡し

の量刑のところで、既に十分な社会的制裁を受けているのでと、いうような情状酌量の部分の、そういう判決言い渡しがあるということを申し上げま

した。恐らく求刑をするときにおきましても、

わはそういうことを考慮された文言が出されてくるだろうということをお伺いさせていただきまし

ましたように、世界各国の法制は概して我が國よりも緩やかでござりますし、それから、かねてから非常に強い要望があつたということで、今は、今申しましたような弊害を除去し得る範囲内で、一定の目的のための自己株の取得を認めようということで今回の改正法案を策定させていただけた次第であります。

主要素ということでござりますが、これは、今回改訂の概要を改めて申し上げるという趣旨で、少しく時間をいただいて御説明申し上げさせていただきますと、大きく分けて三つの場合について自己株の取得を認めております。

一つは、会社が取得して使用人に譲渡するための自己株式の取得でございまして、会社は、従業員持株会に株式を譲渡する必要がある場合など正當な理由があるときには、定期総会の決議に基づいて、配当可能利益の範囲内で、発行済み株式総数の百分の三を限度といたしまして、使用者に譲渡するための自己株式を取得することができるというふうでござります。

二つ目は、利益消却のための取得でございまして、会社は、定期総会の決議に基づいて、配当可能利益の範囲内において、株式を消却するという目的で自己株式を取得することができるというふうでござります。

三つ目は、株式の譲渡制限がある会社、いわゆる閉鎖会社についての取得の特例でございまして、そういう閉鎖会社におきまして、株主から株式を他に譲渡することについての承認、もし承認しない場合には買い受け人を指定してもらいたい

という請求があつた場合において、会社は、自分を買ってのこの企業活動におきましては、まさしく最初の出発点であつた人の自由を奪う、そんな

ふうな矛盾を内包した問題であつて、これはゆるがせにできないはずでござります。

そこで、先週に引き続いてもう一回お尋ねするわけであります。先週、ちょうど判決言い渡しの量刑のところで、既に十分な社会的制裁を受けているのでと、いうような情状酌量の部分の、そういう判決言い渡しがあるということを申し上げました。恐らく求刑をするときにおきましても、

わはそういうことを考慮された文言が出されてくるだろうということをお伺いさせていただきます。

○山本(有)委員 この自己株式取得の厳しい規制を外すということは大事な意味が幾つもあります。しかし、これは非常に専門的、技術的になります。

○山本(有)委員 この自己株式取得の厳しい規制を外すということは大事な意味が幾つもあります。

そこで、本日は総則的な観点から、先ほど来の話の企業の社会的責任、それについてもうしばらく質問をさせていただきたいと思います。

そこで、本日は総則的な観点から、先ほど来の話の企業の社会的責任、それについてもうしばらく質問をさせていただきたいと思います。

たが、もう一度この社会的制裁を受けているという中身についてお伺いをさせていただき、そして、その中に、さらにはマスコミ報道によってプライバシーを侵害されたり、あるいは社会的制裁がマスコミによって行われることもあり得るのか、そのことを意味しているのか、内包しているのかということをお尋ねさせていただきたいと願うございます。

○則定政府委員 大変重大かつ難しい御質問でございます。社会的制裁を受けている、したがって判決あるいは論告等でそれを加味して量刑を考える、もちろんそういうことはあるわけでござりますけれども、その場合に社会的制裁の中身いかんということをございます。

概念がございませんので、いろいろなことがあるかと思います。その中に、御指摘のように、社会に当該被告人等糾弾されている者の行為が流布されて、それによって当該審判の対象になつてゐる者あるいは犯罪捜査の対象になつてゐる者等についても、さうした評議がなされたということ、あるいはそれに伴ういわゆる世間の非難の声というのももちろんあるうかと思います。そのほかに、犯罪によつて検挙されあるいは起訴されたといつたことで本来それまで勤めておりました職場を失うとか、そういうことも含まれるだらうと思ひます。

したがいまして、報道のあり方という点で今御質問があるわけでございますけれども、もちろんそれぞれのメディアが、いろいろと事件へのアプ

ローチと報道ぶりというものの、これは責任でやつておられることでございまして、私どもからとやかく言うのはもちろん差し控えるわけでございますけれども、当然のことながらいたずらにその取り扱われる人の人権を損なうことのないよう配慮されてかかるべきものであろう、こういう気はいたしております。

訴権を持つ検察当局が、あえてマスコミを活用して、有罪の心証を得ながら、いわばそれを社会的に公表していく。すなわち、まだ公訴も提起されていない、刑罰も確定していない、そんな段階で社会が犯罪者と認定していく、それを率先することがあり得るかどうか。これは逆に検察の名譽のために、刑事局長の名譽のために、このペーパートライアルが日本で行われているかどうかについて、行わないといつぱりと答えただくために、もう一回お聞きいたします。

ペーパートライアルが今日日本で行われているかどうか。大臣から手が挙がりましたので、大臣まず答えてください。

〔委員長退席、島村委員長代理着席〕
○中井國務大臣 先生の過日の委員会での質問、
またさう引き続いてのお尋ね、昨日は予算委員会でゼネコン等の集中審議においても同じような
意味での御吐正やら御質疑があつたところでござ
ります。

で、先生にも今私からお答えを申し上げるわけであります。検査当局、法務省を含めてそういうふうにライターとして情報操作する、あるいはペーパートークを考えてあります。ライアルを考えてあります。これはやつております。やつてはならないことと、このように考えております。

したことに尽きるわけですが、あつてはならないことがありますし、現にやっていないと考へておるわけでござります。

○山本(有)委員 明快にお答えいただきました。
あえてもう一つ、基本的な、言わばもがなのことを失礼ながらお聞きするわけでございますが、國家刑罰権はだれが行使するのか、これについてお伺いさせていただきます。

に国家の統治作用として持っている。その上で個々の具体的な刑罰権というのは裁判作用が確定して初めて確定する、個別に生じる、こういうことだらうと理解します。本来統治作用の一環として国家刑罰権があるわけでございますから、当然のことながらそれを行使する機関は行政作用を相う者、こういうふうに理解いたします。

そういたしますと、現実に我が国の場合には、検察官が具体的に判決で確定された個別の刑罰権を判決に基づいて執行の指揮をすることにより行刑当局が行使している、こういう構図にならうかと理解いたします。

○山本(有)委員 それでは、ほかに刑罰権を持っている人はないのですね。

○則定政府委員 刑罰権を持つているものということになりますと、一般的にはあくまでも国家そのものであろうと思います。

その中で、今御指摘の問題がいわゆる地方自治体の条例による処罰という問題等でございますれば、それを重層的に分有しておる場合があり得る、こう思っています。

○山本(有)委員 そうすると、刑罰権は国家に帰属するわけで、他にないというようにお伺いしたわけであります。社会的制裁というのは刑罰権ではない。確かにそうなんです。しかし、制裁といふことはあくまで刑罰権に似て非なるものというふうに解釈できますけれども、この存在は認めますか、認めませんか。刑事局長。

○則定政府委員 せっかくの御質問でございますけれども、私の立場から公的には答えすべき事柄ではなさうに思いますので、答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○山本(有)委員 それでは質問の言い方をかえまして、社会的制裁という言葉が求刑の中にも出てくるということはお認めでござります。社会的制裁ということが実存することを肯定された、こう私は思います。

そうすると、國家刑罰権というのは、刑罰といふのは國家に帰属しておるわけですから、ほかに

ない。そうすると、社会的制裁というのはあくまでも私の刑、私刑、リンクになるわけですね。國家の刑罰権じゃないところで社会的制裁というふて非なるものがあるわけです。制裁であることは間違いないわけであります。

そうすると、この観点が好ましいものであるかどうか、社会的制裁ということが好ましいものであるかどうか、それについてお伺いさせていただきます。

○中井国務大臣　的確なお答えになるかわかりません。また、専門的なことは担当局長からお答えをさせていただけると思いますが、昨日予算委員会に報告いたしました私どもの報告書、当

いかなければならぬことあります。日本においては、広くそういう形で身を処される方が多いわけでございます。これらのやり方もやはり私どもとしては頭に入れて、そういう社会的制裁云々ということが場合によっては求刑の中に使われるのではないか、このように考えております。

○山本(有)委員 大臣からせっかく御答弁いただきましたので、もう一回それでは大臣にお伺いさせていただくなのですが、昨今予算委員会で問題になっているその話も、当然犯罪報道の話として受けとめられるわけありますが、ただ、国家機関、特に政治家とか官僚とか、そういう権限を持つ者の犯罪行為に対する報道と一般市民に対する報道、おのずから性質が異なってくるだらうと思います。それは、例えば大臣が何らか職務上不正を犯したというのは、もし大きな組織の中で包み隠されてだれも何も言つてくれなければ、大臣のそういう行為といふものは表に出てきません。それがいわば今まで共産主義だとか権力の集中した国家だとかというところで間々人権侵害があつたことにつながるですから、それはどんな非難され、あるいはマスコミで追及されても私はある程度やむを得ないだらうと思います。ところが、全くの一市民がもし社会的にあなたは犯罪者だといって報道されてしまったならば、これはどうしようもないところに陥ってしまうではないかということを想像するのです。

特に、私が思つておりますのは、免田栄さん、免田事件という再審無罪の判決がありましたが、その当時、もう十年前くらいですが、一九八三年くらいに、法務大臣が、これはゆゆしき問題といふことで反省しましょと、いうことを司法当局に、関係者に言つておりますが、その返す刀で、マスコミの犯罪報道等人権擁護についてといふことを検討してくれと、当時は秦野法務大臣だったそうでございますが、人権擁護の観点から検討を省内に促しております。一市民が無罪になる長い長い経過の中、それこそ無罪として再審を行っているという報道はまだいいのです。ところ

が、有罪だ、逮捕された、人を殺したという報道が過去にあることによって、我々は予断を抱き、云々ということが場合によっては求刑の中に使われるのではないか、このように考えております。

○山本(有)委員 大臣からせっかく御答弁いたしましたので、もう一回それでは大臣にお伺いさせていただくなのですが、昨今予算委員会で問題になっているその話も、当然犯罪報道の話として受けとめられるわけありますが、ただ、国家機関、特に政治家とか官僚とか、そういう権限を持つ者の犯罪行為に対する報道と一般市民に対する報道、おのずから性質が異なってくるだらうと思います。それは、例えば大臣が何らか職務上不正を犯したというのは、もし大きな組織の中で包み隠されてだれも何も言つてくれなければ、大臣のそういう行為といふものは表に出てきません。それがいわば今まで共産主義だとか権力の集中した国家だとかというところで間々人権侵害があつたことにつながるですから、それはどんな非難され、あるいはマスコミで追及されても私はある程度やむを得ないだらうと思います。ところが、全くの一市民がもし社会的にあなたは犯罪者だといって報道されてしまつたならば、これはどうしようもないところに陥ってしまうではないかということを想像するのです。

○中井国務大臣 その観點から、マスコミの犯罪報道と現状といふものに対して、大臣がどうお考えであるか、お聞かせいただきたいと思います。

○中井国務大臣 裁判で刑が確定するまでは、いかなる被疑者であれ、あるいはいかなる人であれ有罪ではないわけあります。このことはマスコミ報道も十分御認識の上で報道をなさっていることと私どもは考えております。

なお、私自身は国会で長らく通信委員会におりまして、たびたびマスコミのあり方あるいは報道の中身等について議論をいたしたところでございませんけれども、やはり報道の自由、表現の自由、国民の知る権利、これらが厳然として守るべきもまた、この問題について精力的に取り組んだおかげでございまして、例えば、東京都の人権擁護委員連合会においてアンケート調査をする。あるいは、これは昭和五十九年のことでございますが、学者やマスコミなどの関係者を集めて公開によるシンポジウムを実施したというようなことがござります。あるいはまた、昭和五十九年十月四日の全国人権擁護委員連合会の総会における研究集会を開きまして、この問題について協議をしたといふような経過がござります。そうした経過を踏まえまして、その総会の宣言いたしまして、マスコミの関係者などが取材あるいは報道に当たつて個人のプライバシーについて十分な配慮を行ふことを要望するという旨の宣言を発したというよ

あつて、まだ公訴も提起されていない、しかも刑も言い渡しされていない段階で、被害者の御両親やらそういう人たちが何をどう思うか。さらに、被害者あるいは被疑者の近隣、地域の人たち、同級生や会社の同僚の皆さんはどう思うのか。さらには、最後に、社会の人たちが一体どういう影響を受けた場合に、それぞれの影響についてどうお考え与えられるのか。一に被疑者、二に家族、三に被害者、そして四に近隣、五に社会というように分けた場合に、それぞれの影響についてどうお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○質問政府委員 これは犯罪にかかわることでございまして、それが被疑者段階であろうが、あるいは被告人の段階であろうが、あるいは受刑者の段階であろうが、いずれにしてもその対象となる者あるいは家族、あるいは被疑者、被告人、受刑者として名指された人の近隣等にとって、いわば不名誉なことであるということには間違いないわけでございまして、そういう関係者の利益という面ではマイナスに働くということは間違いないこととあります。

また、被害者の点においても、いまだその刑が公権的に確定しておらないという段階において、あるいはそのことが間違っているということもあります。

ただしかしながら、他方において、実名報道については、その報道の真実性の担保とどうな

りますが、受けた報道の影響はなお甚大だろうと私は思います。その理由としましては、受けた人たちが救済手段を持たないということを判断されることがあります。救済手段、例えば家族が国の社会問題なのです。救済手段、例えば家族連合赤軍事件、これの坂東国男さんという実際に浅間山荘事件を起こした、有罪判決の、本当に凶悪犯でありますけれども、そのお父さんは一九七二年四月二十九日に世間を騒がせたことを死んでおわびするという遺書を残して首つり自殺をしておるのですね。やはりそんなことを考えたときに、お父さんは責任はないわけでありますから、いわば報道のあり方、凶悪犯人である、父であるということは真実なんです。しかし、真実だけれども、こういうことが陸續と発生しないようないくのが我々の役目じゃないのかというように思っています。

ただしかしながら、他方において、実名報道について、その報道の真実性の担保とどうな

ります。されど、最初、逮捕の段階で「少女殺しを日新聞」「母親の知人、冷たくされ?」というのが朝日新聞、「母親の知人、冷たくされ?」というのが朝日新聞、「母親の知人、冷たくされ?」というのが朝日新聞、「見込みの検査の結果」「検査陣手痛い黒星」「不當逮捕は明白」弁護団苦惱隠せない警察、地検」などと変わるわけであります。

それが不起訴になりますと、「少女殺し甘い検査」否認のAさん釈放、拘束二三日物的証拠なし「不當逮捕は明白」弁護団苦惱隠せない警察、地検」などと変わるわけであります。

そうすると、最初、逮捕の段階で「少女殺しを日新聞」「母親の知人、冷たくされ?」というのが朝日新聞、「母親の知人、冷たくされ?」というのが朝日新聞、「見込みの検査の結果」「検査陣手痛い黒星」「不當逮捕は明白」弁護団苦惱隠せない警察、地検」などと変わるわけであります。

それは、この人が悪い、Aさんが悪いという判断は、報道は、我々社会にも犯罪を憎むという意識がどんどん高まってきます。しかし、後でこん

なことになりますと、法務、検察当局としては大変な不名誉ですよ。こんなことは本当に、「不當逮捕は明白」なんて、検察が不當逮捕を毎日やっているように書かれるわけですから。だから私は、このことにおいても、国家機関の大変な信頼を失墜してしまうという観點からも、大事にこの犯罪報道というのを考えていくべきよと言いたいわけでございます。

そこで、例えば各国の例を引きますと、アメリカではこういうになつていて、アメリカではこうになつてないんですよ。全然なつてない。なぜなつてないかというと、アメリカでは訴訟の国です、頻繁に訴訟が行われます。訴訟すると、名誉毀損でも賠償責任が出版社、マスコミ等々に発生します。その発生金額が尋常じやありません。何億ドルというよりもなるわけでありまして、不名誉なこと、いわばプライバシーを侵害するようなことを一回書きますとその会社がつぶれてしまう、こういうことになるわけでありまして、そうする

されている。そして七九年五月一日、勾留されましたけれども、勾留満期で、処分保留のまま釈放されて、そして八二年、それから三年後の十一月三十日に不起訴処分が決定されて、そして一週間たった十一月六日に不起訴が決定したと公に発表した。

そうすると、最初、逮捕の段階で「少女殺しを日新聞」「母親の知人、冷たくされ?」というのが朝日新聞、「見込みの検査の結果」「検査陣手痛い黒星」「不當逮捕は明白」弁護団苦惱隠せない警察、地検」などと変わるわけであります。

それは、この人が悪い、Aさんが悪いという判断は、報道は、我々社会にも犯罪を憎むという意識がどんどん高まってきます。しかし、後でこんなことになりますと、法務、検察当局としては大変な不名誉ですよ。こんなことは本当に、「不當逮捕は明白」なんて、検察が不當逮捕を毎日やっているように書かれるわけですから。だから私は、このことにおいても、国家機関の大変な信頼を失墜してしまうという観點からも、大事にこの犯罪報道というのを考えていくべきよと言いたいわけでございます。

そこで、例えば先ほどの市原市の少女殺人事件で容疑をかけられてやがて不起訴になつた方、そついた人たちに対して、救済措置がむしろ法務省の側から、國の側からあって当然ではなかろうか。例えば、まだまだ杜会がそうしていません、表現の自由の方が大事だということはわかります。しかし、例えば週休二日制を実現しようとするときには官庁から率先して実現していきましたでしょう。というように、やはり率先して、いいことは先に官庁からやって

例えば不起訴になった、その人が既に犯罪報道があつたというときには、不起訴を、どうぞ新聞の皆さん、これを載せてあげてくださいというふうに私は思いますが、例えばこの市原市のAさんとぐらいはやつていいことじゃないかなというようになります。これは指摘される場面とは違いますけれども、いわゆる救済という意味で申し上げれば、そういう点はございます。

〔島村委員長代理退席、委員長着席〕

○則定政府委員 まず私の方から、被疑者として身柄を拘束され、それがまた相当の凶悪事犯であるということです。そういう報道がなされたという事案につきまして、いわば司法手続の枠内でどういうことが考えられるだらうかということをまず御説明したいと思うわけでございますけれども、そ

の前に、誤解のないように申し上げたいと思いますが、これらの強力犯につきまして、検察庁がみずから逮捕するというわけではございませんので、むしろ検察としては、そのような事犯について、検察としての独自の捜査を加えた上で、真に起訴するに足りるような嫌疑を持っているのかどうか、この辺を十分に捜査を尽くした上で、その後の裁判手続に乗せないという意味でのチェック機能を働かせておるということがあるわけでございまして、その点はひとつ御理解いただきたいと思います。つまり、検事として、検察としてふるいにかけているということでございます。その後いろいろの負担から事前にいわば解放するという点の役割も果たしているということを付言させていただきたいと思います。

ところで、この司法の枠内で今のようなケースがございました場合には、いわゆる社会的制裁といふところとは直接ございませんけれども、現在の法制度といしましては、いわゆる被疑者補償規程ということにのっとりまして、拘束日数に応じて償いを金銭的に国から行うということは一つございます。これは指摘される場合とは違いますけれども、いわゆる救済という意味で申し上げれば、そういう点はございます。

それからさらに、犯罪の端緒あるいは逮捕に至る経緯等につきまして、本件について具体的にいかなるものがあつたかはわかりませんが、一般的に申しますならば、国家賠償なりあるいは当該被疑者から國あるいは報道機関に対する損害賠償等々の、あるいは名譽毀損による民刑両面にわたる訴訟による救済の手続というものがあることを付言させていただきたいと思います。

○山本(有)委員 答えにくいことかもしれませんがあ、それによって十分に人権が回復され、それで最初の犯罪報道、特に実名報道による侵害を防ぐことができるというようにお考えでしようか。刑事局長、お答えにくいかも知れませんが、あえてお聞きします。

○則定政府委員 確かに答えにくい問題でござりますが、あえてお答えしますと、一たん傷ついたそういう名譽というものの回復は確かに一般的に非常に難しいものであるということは私自身もよく理解できます。

○山本(有)委員 ソういうように答えていただきますと本当にありがたいと思いますし、その難しさということをこれからお互いに解消していくましょよ。ぜひそういうことをお願いさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○高橋委員長 谷垣禎一君。

○谷垣委員 このたび中井先生が法務大臣になりました。私も随分御一緒させていただきましたし、海外にも一緒に旅行させていただいたことなんかがあるのですが、こういうふうに質問させていただいきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○中井国務大臣 谷垣先生の御激励感謝を申し上げ、また一層の御指導をお願い申し上げます。谷垣先生、答弁資料がかなり長いものですから、その中をとって申し上げていきたい、このように思っています。

経済環境、また会社を中心とした経済活動、それに対する国民の目、それぞれ時代時代に応じて大きく変化をいたし、これからも変化をしていくであろうと考えています。また、ボーダーレスで、日本の大企業は言うに及ばず中小企業も含めて海外進出あるいは海外からの日本への進出、海外との取引の増加、こういったことが見られる中で、国際的な平準化あるいは国際的な均衡を常に考えていかなければならぬ、このことがますますあろうか、このように思います。そして、規制緩和の時代でありますから、企業ができる限り自由な形で活動できる、こういうところでの改正も考慮いかなければなりません。同時に、その活動は常にお金というものがまつわるわけありますから、ほうておけば社会に対する太変な影響を与える、このことも事実でございます。

これら三つを常に見据えて、国会での御議論あるいは学者の間での御議論といったことも常に注目しながら、これからも適宜ふさわしい改正を行つたわけですが、こういう大きな時代の流れの中でもまだこれが不十分だ、こういうようなものが行われなければならないのだと思うのです。そこで、先ほど申しましたように頻繁に改正を行つてきたわけですが、このように考えております。

○谷垣委員 時代の進歩に合わせて適時適切な改正に努める、それは結構だと思います。

最近でもこの二十年ぐらいとてみますと、昭和四十九年に監査制度の改正、それから五十六年には株式、機関それから計算、公開の大改正、それから平成二年、大小会社区分立法の一環として代表訴訟あるいは帳簿閲覧権、こういうふうに改正を行つてきたわけです。

これがだけ大きな企業をめぐるいろいろな環境の変化があると、これからも適時適切な改正というものが行われなければならないのだと思うのですが、このあたり一つの大きな流れの中でこれからやつていかなければならぬ。そのあたりの流れ、それからこれからの商法改正の方向、この辺大臣どうお考えか、まずそれを伺いたいと思います。

これまで、私たび中井先生が法務大臣になりました。私も随分御一緒させていただきましたし、海外にも一緒に旅行させていただいたことなんかがあるのですが、こういうふうに質問させていただいきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○中井国務大臣 私の認識の足りない技術的な、あるいは積み残し等については当局からお答えをさせていただける、このように考えております。企業に対する厳しい国民の指弾、これらに押され、私どもは監査役の権限の強化、監査制度を立て続けに変更、改革を加えてきたところでございました。これらが十分に機能していくのかどうか、こういったことを十分見ていかなければならぬと考えております。

検察庁をおやめになつた方がその後監査役といふ形で職が得られる、これは私どもは思いもかけぬ結果であろうか、こんなふうにも考えておりま

では順調に推移はいたしておりますけれども、この場の論議という意味では少しふさわしくないかもしれません。私ども議員活動の中では、有限会社等は資本金を再来年までに上げるというの大変苦しいのだ、何とかならぬのかという切実な陳情も手元にございます。しかし、社会の全体の中ににおける会社あるいは経済活動の大きさといったものを考えれば、これは何とか乗り切って、今の時代にふさわしい会社経営がなされるように臨んでいきたい、私はこのように考えております。

○濱崎政府委員 今後の改正作業への取り組みという点について、補充して御答弁申し上げます。

先ほど山本委員の御質問に対してもお答え申し上げましたけれども、現在継続的にやつております会社法の改正の審議、これは昭和四十九年に監査制度を中心とする改正を実現させていただいた際に、衆参の法務委員会の附帯決議の中で、会社法についてはいろいろな観点から全面的な見直しをすべきだ、新しい時代に即したあるいは企業の社会的責任という観点にも立った全面的な見直しをすべきだという御指摘をいたいたことを踏まえまして、昭和五十年から全体的な改正項目を拾い出しまして作業に取り組んだわけござります。

当初は一挙に全面改正ということで取り組みましたがけれども、何しろ幅が広い、会社経営に与える影響也非常に大きいということで、これを一挙に実現するということはなかなか難しい。それからまた、そのときどきの社会経済情勢に対応しなければならないという問題もあるということで、いわば細切れと言つておられる方が悪うございますけれども、部分、部分に応じて着実に改正を実現していくという方法をとっているわけござります。御指摘をいたいた昭和五十六年改正、平成二年改正、平成五年改正、いずれもその全面改正の一環として実現をしてきているものでござります。

しかしながら、なお残された問題はかなり広範囲にわたっております。從来議論されてまいり

ました会社の計算書類の公開の問題でござります

とか、それに関連する中小会社の計算の適正の担保のための監査にかかる制度の創設でござります

とか、そういった問題もございます。さらには、会社の計算規定の全般にわたる見直しの問題、会

社の合併法制の改正、あるいは新たな会社の分割

いうことで残っているわけございまして、これ

を実現するためにはさらに相当の期間をいただかなければならぬと思っております。

当面、今後の予定といたしましては、現在の法

制審議会の議論におきましては、会社の合併・分

割法制の整備ということから着手していきたいと

いうふうに考えております。

○谷垣委員 平成五年改正の中で、さつき大臣も

触れられましたけれども、代表者訴訟が八千二百

円でしたか、あれでできるようになつた。大臣の

御答弁の中では、企業関係者から大変厳しいとい

う声も聞かれるというお話をしたが、あれができる

ものにどういう影響なり変化というようない出しまして作業に取り組んだわけございま

るのか見られないのか、そのあたりちょっと伺いたいと思います。

○濱崎政府委員 裁判所から聞いております事件

数をまず御紹介したいと思いますが、昨年末、平

成五年十二月三十一日現在で、地方裁判所及び高

等裁判所に係属している株主代表訴訟の件数が八

十四件ほどというところでござります。それから、

それに対しまして、一年前の平成四年末に係属し

ておりました代表訴訟の件数が三十一件であつた

ということです。それから、現在係属して

おります八十四件のうち、平成五年改正の施行

日である昨年の十月一日以降に提起された件数が

二十八件あるということのようでござります。

そういうことで、客観的に見まして、代表訴訟の利

用が相当多くなつてきているという現状にあると

いうことが言えようかと思います。

ただ、これは改正による影響ということはもちろんあらうと思いますが、それだけなのかどう

か。やはりそういったことにに対する国民あるいは

われでございますが、その後いろいろ関係方面と

株主の関心が高まつた、昨今のいろいろな社会経

済情勢の中で、そういう関心がこの法改正とは別

個に高まつてきているという観点もあるはあるのかも知れません。いずれにしても、そういうこ

とで、訴訟事件の件数はこの限りで見れば増加し

なければならぬと思つております。

当面、今後の予定といたしましては、現在の法

制審議会の議論におきましては、会社の合併・分

割法制の整備ということから着手していきたいと

いうふうに考えております。

○谷垣委員 それから、先ほど民事局長がお触れ

になりました中で、計算書類の登記所における公開制

度という問題がございますが、これはペンドイン

グになつておるわけですが、いろいろな不祥事を

見ますと、経営の透明性を高めるための方策とい

うものが検討されなければならない。五十六年に改

正する前の条文では、すべての会社で貸借対照表

を公告しなければならぬと決められていたわけ

ですが、最も守られていない規定だというふうに言

われていた。五十六年改正で、対照表の概要とい

うか要旨で足りる、大会社では貸借対照表、それ

から損益計算書の要旨をやればよい、こういうこ

とになつたわけですが、平成二年のときの法制審

議会の決定ではこれを、商業登記所で計算書類を

うか要旨で足りる、大会社では貸借対照表、それ

から損益計算書の要旨をやればよい、こういうこ

とになつたわけですが、平成二年のときの法制審

</

士会それから税理士会、そういう方々との間で継続的に勉強会、検討会というものを継続しておるところでございまして、その中で何らかの調整可能な案が得られるべく努力を続けているという状況でございます。

○谷垣委員 いろいろな商法改正の検討状況をちょっと離れて、今度の改正そのものの問題に入つてきたいと思うのです。

現行商法二百十条によって、自己株式の取得を原則的に禁止しているということだと思いますが、このたびその取得規制を緩和することにしたわけですね。今までこの自己株式取得規制の緩和論というのは、そのときどきの経済情勢、企業環境の変化によってずっと昔からあった議論だうと思います。それで、重点も時代時代によって随分変わってきたのだと思うのですが、経済界と、あるいはその法律家と申しますか商法学者と申しますか、若干ニュアンスの違いなどというのも議論にすつとあったように思います。私自身は、この二百十条の原則的禁止というのは十分理由があることかなと今まで考えてきたわけでございます。

よく言われるように、昔は社団が自己株式を取得すること自体背徳だ、というような概念法学的な理論もあったよう聞いておりますが、よく言われますように、資本維持だと株主平等だと分配の公正さだとかあるいは株式取引の公正というような政策的目的を達成するためには、原則として禁止するという態度は、それなりに理由のあるものだと思ってきたわけですね。

しかし、今回その取得規制を緩和することにしたその考え方といいますか、経緯といいますか、背景といいますか、ちょっとそこらあたりを御答弁いただきたい。特に、今までとつときた原則的な態度というものが、緩和したのだからそれは変化したのでしょけれども、本質的な政策転換というようなものが何かこの背後にあるのかどうか、ひとつ。

〔山本(有)委員長代理退席、小澤(深) 委員長代理着席〕

○濱崎政府委員 現行法で厳しく規制しておる制度、これは委員御指摘のような会社法上あるいは証券取引法上の公正の確保という観点から、原則禁止という制度ができるわけでござります。

それから、委員御指摘のとおり、これはもう確かに、經濟界からはさまざまなものでその緩和が求められてきたわけでございます。従前は、実務界の方が求める緩和というのは、いろいろな目的のために使われる、しかも、会社が取得し得て、これを保有して、それを処分するということもかなり自由に認めるというような視点からの要請であり、他方、商法の立場からいえば、そういうものは基本的なこれまでの考え方には適合しないということで、いわば両にらみの状況にあって推移してきたということが言えようと思ひます。近年になりまして、經濟界の要請を受け、それは、經濟界の要請を全部入れるということはできぬけれども、しかし、これまで指摘されている年になります。

弊害を防止し得る措置を講じた上で、その弊害を止めることで、いわば規制の緩和という方法であります。もう少し詰めて考へればあるのではないかと

いうような考え方も次第に有力になつてまいりました。

したがいまして、自己株式の取得を一定限度以上認めれば、そういった商法上の弊害をから証券取引上の弊害、そういうものががあるという基本的な考え方は変わつておらない、ただ、そういう

弊害を除去し得る範囲内で一定の限度で緩和する道があるのでないかということで、今回の改正案を提案させていただいているわけでございます。

結論的に言えば、基本的な考え方方が変わつたわけではないというふうに理解しております。

○谷垣委員 そこで、この自己株式の取得規制の緩和は、今まで經濟界からもいろいろな要望が出ていたということを申し上げたわけですが、いろいろな形があって、特に今回は、平成三年の暮れか四年の初めころから自己株式取得緩和という議論が大きく出てきたように記憶をしているのですが、経済界からもそういう議論があつたと思いますし、あるいは政府の経済対策の中にも議論があつたと思いますが、その当時の議論といふと現在に至る段階の自己株式取得緩和の議論といふとともに何らか変化があるのかどうか。つまり、若干経済情勢も変化をしてきていると思いますが、依然として經濟界等の考え方といいますか、主張といいますのは、同一の主張を維持しているのかどうか、このあたりはいかがでしょうか。

○濱崎政府委員 結論的に申し上げますと、經濟

います。

今回の改正は、そういった諸情勢、それから先ほど申しました、商法の学者の中の考え方も時代の変化に伴つてそういう考え方も出てきました。それから、經濟界の意見が大変強いものがあるといふことを踏まえまして、また、諸外国の立法例と

の調和を図るという観点を踏まえまして、平成四年四月から、どういう方法でやればそういう弊害を除去しつつ一定の限度で經濟界の要請に対応することができるかという観点で審議を重ねてまいりまして、その結果今回の法制審議会の答申をいたしまして、そしてそれを法案として立案させていた

ただま、そしてそれを法案として立案させていたことを踏まえまして、また、諸外国の立法例との実現を希望しておりますし、さらには今回の改

正は、要請という観点からいえば、一定の部分について対応するという内容でございまして、その実現を希望しておりますし、さらには今回の改

正でも、やはり經濟界の本音といたしましては、もっと大幅な緩和をという声があるというこ

とに、まだ、その例外は日本よりも緩やかである。つまり、アメリカあたりは原則自由であります。EC諸国というのは、基本的な考え方方は日本と同じように原則はだめだが例外を認めている。

ただ、その例外は日本よりも緩やかである。つまり、日本とアメリカの中間ぐらいがヨーロッパでいじょうか。アメリカあたりは原則自由であります。EC諸国というのは、基本的な考え方方は日本と同じように原則はだめだが例外を認めている。

ただ、その例外は日本よりも緩やかである。つまり、日本とアメリカの中間ぐらいがヨーロッパでいじょうか。アメリカあたりは原則自由であります。EC諸国というのは、基本的な考え方方は日本と同じように原則はだめだが例外を認めている。

ただ、その例外は日本よりも緩やかである。つまり、日本とアメリカの中間ぐらいがヨーロッパでいじょうか。アメリカあたりは原則自由であります。EC諸国というのは、基本的な考え方方は日本と同じように原則はだめだが例外を認めている。

ただ、その例外は日本よりも緩やかである。つまり、日本とアメリカの中間ぐらいがヨーロッパでいじょうか。アメリカあたりは原則自由であります。EC諸国というのは、基本的な考え方方は日本と同じように原則はだめだが例外を認めている。

ただ、その例外は日本よりも緩やかである。つまり、日本とアメリカの中間ぐらいがヨーロッパでいじょうか。アメリカあたりは原則自由であります。EC諸国というのは、基本的な考え方方は日本と同じように原則はだめだが例外を認めている。

ただ、その例外は日本よりも緩やかである。つまり、日本とアメリカの中間ぐらいがヨーロッパでいじょうか。アメリカあたりは原則自由であります。EC諸国というのは、基本的な考え方方は日本と同じように原則はだめだが例外を認めている。

ただ、その例外は日本よりも緩やかである。つまり、日本とアメリカの中間ぐらいがヨーロッパでいじょうか。アメリカあたりは原則自由であります。EC諸国というのは、基本的な考え方方は日本と同じように原則はだめだが例外を認めている。

○濱崎政府委員 そこで、改定された二百十条ノ二であります。改定された二百十条ノ二で改定が出てきたわけでござ

おらないというふうに認識しております。現時点におきましても、經濟界におきましては、従業員持ち株制度の充実あるいは利益による株式の消却によって相当の企業活動の円滑化を図ることができるということで、今回の改正の早期の実現を希望しておりますし、さらには今回の改

るための自己株式の取得を認める、こういうことになつたわけですね。ここで言う「使用者」とはどういう方を意味するのか、従業員持ち株会に加入している人に限られるのかどうかということ、ちょっと細かなことですが。

それとあわせて、「使用者」という場合には普通役員等は入れない概念だろうと思うのですが、ちょっと質問が広がりますけれども、経済界の要請の中には、例えばストックオプション制度なんかを取り入れていくことが国際競争力を高め、企業の魅力を高めるためにも必要ではないか、そういうような議論もあつたと思うのですね。今回の商法改正ではストックオプション制度みたいなのは取り入れないということになっているんだと思うのですが、ちょっとその「使用者」の概念と関連して、役員等はどう考えているのか。まあストックオプションは役員だけには限られないのかもしれませんが、そのストックオプション等に対する今回の法制審議会なり法務省の判断ですか、そのあたりをちょっと伺いたいと思います。

○濱崎政府委員 まず「使用者」の概念でござりますが、これは日常用語としては従業員と言つた方がおわかりいただきやすいわけでございますけれども、いわゆる従業員すべてを含む概念でございます。これは、商法の現行の規定の中では、すべて従業員という言葉を使わないで「使用者」という言葉を使つております。例えば商法の二百七十六条では、監査役と使用人を兼ねてはならぬという規定がございますが、そこで「使用者」という言葉を使つてあるという目的から「使用者」という言葉を使ってあるわけですが、結論的に申し上げますと、先ほど申しましたように、従業員すべてを含むということをございます。

今回の改正の主たる目的は、御指摘の従業員持ち株会の運用上の隘路を解消して、その制度の円滑な運用に資するということを目的とするものでございますが、しかしながら、法文の規定上、「使用者」はもちろん従業員持ち株会に加入している使用人に限られるわけではございませんし、

「正当ノ理由アルトキハ」使用者に譲渡するためには自己株式を取得することができるというふうに規定しているわけござります。この「正当ノ理由アルトキ」というのは、会社が自社の株式を用人に譲渡するということについて、そのことが会社の業務の運営あるいは従業員の福利厚生などに資するという場合を意味するわけございまして、従業員持ち株会に譲渡する場合のほか、例えば永年勤続あるいは特別の功労ある使用人に譲渡するための取得というようなこともこの規定によつて認められるということをございます。

次に、役員の問題でございますが、まず我が国の運用をいたしまして、役員の持ち株会というのもあるというふうに聞いておりますが、これは人數が少なくて規模が小さいということから、従業員持ち株会のような運用上の隘路は必ずしもなっており、規定がなくともそれなりに運用できるということです。従業員の場合と異なつてその必要性は少ないということと、それから取締役に自己株式を譲渡するということになりますと、いわゆる会社と取締役との間の利益相反行為、自己取引の場面に該当するといふことで、御案内のとおり、その自己取引については大変厳しい規制をしておりますので、その関係で非常に複雑な手当を要するということを考えられる、そういうことから、これは使用人に限っているわけございます。

なお、アメリカで認められているストックオプション制度の我が國への導入という要請もかねてからあるわけでござります。しかしながら、いろいろ実情を聞いてみると、いわゆるアメリカのところ、これは現行制度のもとではどうしてもこの日に買えないとか、そういうことを緩和するための緩和措置を取らなければいけないということがあります。それから、理事長が任意に買い付けをしますと、高値で買ったというような批判を後から会員から受けるおそれがある、どうしてもそういう懸念を払拭することができないというようなことがあります。これがこの条文の背景にある理由だと思うのです。

私は、従業員持ち株制度をもつと進展させるためにこういう緩和をしていくのは必要だと思うのですけれども、一方、そういう今までの運用状態を改善するというようなことによってはこの従業員持ち株制度を伸ばしていくことはできなかつたのかという、やはりこれはどうしても自己株式取得緩和というものに頼った方がよいという、そのためには確かにあつと詳しくおっしゃつていただきたいと思います。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、従業員持ち株会の株式の取得の仕方は、代表者である理事長が毎月一定の日、給料日だとお給料日の翌日とか日を定めて機械的に買い付けをしている、それで今御指摘のような隘路があるということをございますが、それを少し工夫してもう少しうまいやり方をする道があるのではないかという御質問と伺いましたけれども、どうしてそういう買い付けの方なりますと、今申しましたような利益相反の問題に

が生ずるというような観点から、今回の改正では、アメリカの制度に倣つたストックオプションという制度の導入は見送るということになつたわけございます。これは、従業員というのはインサイダー取引規制上の会社関係者とされておりますので、そこの規制を受けないようにするために、あらかじめ買い付けの計画を決定しておいて、その決定の中にもありますように、従業員持ち株会等を円滑に機能させるためのものだと言われている。そこで、その円滑に運用するために自己株式取得の規制の緩和を認めることが必要だというのは前から言っていたことであります。緩和するためと、その円滑に運用するためには自己株式取得の規制に反するという指摘を受けるおそれがある、それが、そういう人が余りいろいろな裁量をして株価の操作とかいろいろな不公正な運用をしてはいかぬ、そういうことから特定の日に買い付けるというような形になっているんだろうと思ひます。言われているのは、持ち株会の運営者といいますか、そういう人が余りいろいろな裁量をして株価の操作とかいろいろな不公正な運用をしてはいかぬ、そういうことから特定の日に買い付けるといふことわかつて株価が上がるとか、あるいはそういう形になつては大変だということで今までの運用をいたしますと、そのインサイダー取引の規制に反するという指摘を受けるおそれがある、それが、そういう人が余りいろいろな裁量をして株価の操作とかいろいろな不公正な運用をしてはいかぬ、そういうことから特定の日に買い付けるといふことわかつて株価が上がるとか、あるいはそういう形になつては大変だということです。

○谷垣委員 この規定は、先ほどの局長のお話の中でもありますように、従業員持ち株会等を円滑に機能させるためのものだと言われている。そこで、その円滑に運用するためには自己株式取得の規制に反するという指摘を受けるおそれがある、それが、そういう人が余りいろいろな裁量をして株価の操作とかいろいろな不公正な運用をしてはいかぬ、そういうことから特定の日に買い付けるといふことわかつて株価が上がるとか、あるいはそういう形になつては大変だということです。

私は、従業員持ち株制度をもつと進展させるためにこういう緩和をしていくのは必要だと思うのですけれども、一方、そういう今までの運用状態を改善するというようなことによってはこの従業員持ち株制度を伸ばしていくことはできなかつたのかという、やはりこれはどうしても自己株式取得緩和といふものに頼った方がよいという、そのためには確かにあつと詳しくおっしゃつていただきたいと思います。

○濱崎政府委員 御指摘のとおり、従業員持ち株会の株式の取得の仕方は、代表者である理事長が毎月一定の日、給料日だとお給料日の翌日とか日を定めて機械的に買い付けをしている、それで今御指摘のような隘路があるということをございますが、それを少し工夫してもう少しうまいやり方をする道があるのではないかという御質問と伺いましたけれども、どうしてそういう買い付けの方なりますと、今申しましたような利益相反の問題に

取引法上のインサイダー取引規制の関係がござります。これは、従業員というのはインサイダー取引規制上の会社関係者とされておりますので、そこの規制を受けないようにするために、あらかじめ買い付けの計画を決定しておいて、その決定に従つて買い付けを行つ必要がある。そうでなくしていつでも随時買い付けをすることができるというふうな運用をしておけば、そのインサイダー取引の規制に反するという指摘を受けるおそれがある、それが、そういう人が余りいろいろな裁量をして株価の操作とかいろいろな不公正な運用をしてはいかぬ、そういうことから特定の日に買い付けるといふことわかつて株価が上がるとか、あるいはそういう形になつては大変だということです。

この従業員持ち株会制度というのは我が国で着してある程度年月がたつわけございますが、その間の経験にもかかわらずそういう取り扱いをせざるを得ないということは、やはり実務的にそこそこ、これは現行制度のもとではどうしてもこの日に買えないとか、そういうことを緩和するための緩和措置を取らなければいけないというふうな運用をせざるを得ないということのようになります。

○谷垣委員 従業員持ち株会は、会社の業績が化したときは加入している社員、従業員が二重の損失をこうむるというような批判もあるわけですから、けれども、しかし、社員の方から見てみて、企業の奨励金等が入つたりして、従業員の福利厚生という意味からいいましても、あるいは企業の方から見ても、その企業で働く魅力を高めるという意味合いからいっても、私はもっと伸ばしていくべきやならぬ制度だ、こういうふうに思つてゐるのです。

諸外国の立法例、私もよくわからないのですが、アメリカあたりではこの従業員持ち株制度に相当する制度が日本よりもはるかに普及し、使われている、こういうことを聞くのですが、そのあ

たりの諸外国の、アメリカあたりの実情と日本とのような違いがあるのか、お伺いします。

○濱崎政府委員 今回の改正案と同じような趣旨で従業員持ち株会の運用に資するために会社が自

己株式を取得することができるという法制をとっています。

○森脇政府委員 そのほかアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ等におきましては、これは商法上の観点からというよりも、むしろ経済活性化の手段あるいは社会保障制度の補完という観点からの従

業員持ち株会制度というのが個別に法制化されている。その従業員持ち株会制度の運用に際して、会社あるいは従業員の双方にいろいろな面でそれを促進するための措置が講じられているというふうに承知しております。

○谷垣委員 それでは、従業員持ち株会のところから株式の消却のところに移ります。

今回の改正によりまして、従来の二百十条これから二百十二条で認められていた株式の消却に加えて、株主総会の決議によって、配当利益によって行う株式の消却の制度が認められたわけですね。従来、商法二百十二条によつて認められていた株式の消却、これは資本減少の場合と利益をもつてする消却の場合と両方があったわけであります。利益をもつてする消却というのはほとんど使われていない制度であったというふうに聞いています。

その使われていなかつた理由は、一つはみなし

配当課税の問題があるわけですが、これについてあるが、これは我が党の津島委員がこのあたりを質問されたというふうに聞きましたので、ちょっとときようは法務省だけお呼びしておりまして、法務省に同法で一応の解決を見たということでおろしいんですね。

○森脇政府委員 みなしあ配当課税の問題につきましては、二つの面でこの課税がなされるという形になっております。

一つは、消却のために会社に売り渡した株主に

対するみなしあ配当課税の問題。もう一つは、会社に譲渡せずにずっと保持しておられる株主に対するみなし配当課税の問題、この二つがあるわけでございます。

この利益消却の一番ネックになつておりますのは、株式をずっと所持し続いている者に対するみなし配当課税。何ら行為をしないにもかかわらず課税をされてくる、こういう関係でございまます。しかも、この点につきましては、会社においてのみなし配当課税分を源泉徴収しなければならない、こういう形になつております。今度の

租税特別措置法によりまして、その会社の源泉徴収義務がなくなつたということですございまして、みなし配当課税の問題すべてが今回の租税特別措

置法で解決されたということではございません。

○谷垣委員 みなし配当課税の問題もまだ残る問題がある、こういうことです。もう一つ、この

利益消却を扱わなかつた理由は、利益消却を実施するためには原始定款または改正した定款において消却の基本条件を定めることが前提とされていましたが、原始定款に消却の規定などを置いたわけですが、原始定款に消却の規定などを置く例は余りないでしょ、さりとて、この場合の定款改正がどうだといふと、株主全員の一致だ

いたわけですが、原始定款に消却の規定などをしておりませんけれども、現行の二百十二条一項ただし書き、今御指摘の定款の定めに基づいて行う株式の消却、これは当然、資本の減少を伴うべき利益をもつてする消却、これは配当す

べき利益をもつてするわけでござりますので資本の減少を伴わないということですござりますし、今

回改正案で提出しております新しく設けました株式の消却については、これは取得の原資を厳格に配当すべき利益をもつてする消却、これは配当す

べき利益の範囲に限るということにしておりま

すので、当然に資本の減少を伴わない。資本の減少を伴うようなものであつてはこれはまさに問題でござりますので、そういうことがない範囲内

で取得を認める事にしているわけでございま

す。

それから株式の消却と授権株式数との関係でござりますけれども、これは結論的に申しますと、株式を消却して発行済み株式総数が減少いたします

とともに、既に授権の範囲内で使つた授権枠というものはこれによって復活するものではないとい

うのですが、商法上可能のものかもしれないけれども、いささか問題のような気もするわけですね。

○谷垣委員 そこで、今回の新しく設けられた株式の消却規定には、先ほどの使用人に譲渡するた

めの自己株式のように正当の理由というようなことが条文上書いてないわけですね。恐らく別に特

定の理由がなくとも配当可能の利益の中ならでき

るという規定になつてあるわけですね。そうしまして、この点につきましては、会社においてのみなし配当課税の問題ではないわけでござります。

○森脇政府委員 まず、株式の消却と資本の関係でございますが、株式の消却をいたしますとその

だけ発行済み株式の総数が減るわけでございま

すけれども、御案内のとおり、現行商法の規定でござります。

○谷垣委員 「小澤(潔)委員長代理退席、委員長着席」

うに整理されているのか、お伺いいたします。

○濱崎政府委員 まず、株式の消却と資本の関係でござりますが、株式の消却をいたしますとその

関係を切斷しております。したがいまして、株式を消却したからといって、資本がそのまま直ちに額面金額等に発行済み株式の総数を掛けたものと

減少するということには、そういう関係にはなつておらないわけでござります。

現行の二百十二条一項の本文の資本の減少の場合の株式の消却、これは当然、資本の減少を伴う

わけでござりますけれども、現行の二百十二条一項ただし書き、今御指摘の定款の定めに基づいて行う株式の消却、これは当然、資本の減少を伴うべき利益をもつてするわけでござりますので資本の減少を伴わないということですござりますし、今

回改正案で提出しております新しく設けました株式の消却については、これは取得の原資を厳格に配当すべき利益をもつてする消却、これは配当す

べき利益の範囲に限るということにしておりま

すので、当然に資本の減少を伴わない。資本の減少を伴うようなものであつてはこれはまさに問題でござりますので、そういうことがない範囲内

で取得を認める事にしているわけでございま

す。

それから株式の消却と授権株式数との関係でござりますけれども、これは結論的に申しますと、

株式を消却して発行済み株式総数が減少いたします

とともに、既に授権の範囲内で使つた授権枠という

ものはこれによって復活するものではないとい

うのですが、商法上可能のものかもしれないけれども、いささか問題のような気もするわけですね。

○谷垣委員 そこで、今回の新しく設けられた株式の消却規定には、先ほどの使用人に譲渡するた

めの自己株式のように正当の理由というような

ことが条文上書いてないわけですね。恐らく別に特

定の理由がなくとも配当可能の利益の中ならでき

るという規定になつてあるわけですね。

つの方方がござりますけれども、いずれにいたしました復活することはないという点においては学説の考え方と一致しておるということでござります。

○谷垣委員 そこで、今回の新しく設けられた株式の消却規定には、先ほどの使用人に譲渡するた

めの自己株式のように正当の理由というような

ことが条文上書いてないわけですね。恐らく別に特

定の理由がなくとも配当可能の利益の中ならでき

るという規定になつているわけですね。そうしまして、この点につきましては、会社においてのみなし配当課税の問題ではないわけでござります。

○森脇政府委員 新株の発行は一般的には取締役会の決議によつてするということでございま

す。しかし、今回の株式の消却のための自己株式の取得は

定時総会の決議に基づいて行うわけでございま

す。

○谷垣委員 新株の発行は一般的には取締役

会の決議によつてするということでございま

す。しかし、今回の株式の消却のための自己株式の取得は

定時総会の決議に基づいて行うわけでございま

す。

○谷垣委員 が、御指摘のとおり、それぞれの行為について、

どういう時期にやらなければならぬかという

ことではない、こういうふうに考えるのか、その二

行はあるいは株式の消却をするかということは、

取締役会あるいは株主総会の御判断、広い意味で経営判断にゆだねられるということとございまして、商法の立場から申しますと、これはその決定をする取締役会あるいは定時総会の議案を提出する取締役会、そういった取締役の経営上の判断の問題であり、それを誤った場合には取締役の責任等の問題で対応するということになるわけでござります。

たた今ま、と微かにさしてやうに、
例えば株式を公開している会社が次に予定している
新株発行等の条件を有利にするために自己株式を
の取得によって株価を上昇させようというような
ことをいたしますと、これは証取法で禁止され
いる相場操縦行為に該当する場合もあり得るわけ
でございまして、そういう場合には同法違反に問
われるということになる場合もあると存じます。
○谷垣委員 それから今度の自己株式取得緩和の
議論の中で、株式の持ち合い等の関係の議論もござ
ります。系列等は日米構造協議でも大変議論にな
なり、これからも議論のあるところだと思います
が、そういう日米構造協議をまつまでもなく、我
が国の会社の、法人の持ち合いといいますか、そ
れが我が国企業の重要な特徴の一つである。そ
れをどう評価するかというのもいろいろでしよう
が、少なくとも日米構造協議等では系列の解消と
いうようなことが大きな議論くなっている。しかし

○濱崎政府委員　今回の改正は、自己株式の取得に関する制度を、会社法上の制度をより合理的なものにするということを目的とするものでございまして、御指摘の株式の相互持ち合いを解消するということを直接の目的にしているものではございません。ただ、経済界から、株式の相互持ち合いで解消したいと考えるときに、その受け皿として、こういう自己株式の取得の緩和を認めたからといって、持ち合いの解消ということにはすぐならないと思うのですが、このあたりの議論、法制審議会あるいはこの法案にまとめられるに当たってどのような整理がなされているのか、伺いたいと思います。

○自己株式の取得あるいはそれによる株式の消却
　　「この方法を利用する道が一つできるということ
　　で歓迎する向きがあり、そしてそういうことであ
　　れば、今回の株式の消却という方法によってそ
　　ういうことに対応するということも可能でございま
　　すので、今回の改正によって、上場会社等の公開
　　会社におきまして定期総会の決議によって自己株
　　式を消却することができるようになる。そしてそ
　　の取得方法としていわゆる公開買付けによる方
　　法も認められることになるということから、解消
　　したいという場合の一つの手段ができるという意
　　味で、そういう観点からの相応の意義を有してい
　　るというふうに考えておりまして、法制審議会の
　　議論もそういう整理でなされております。

○谷垣委員　今回の改正では、使用人に譲渡する
　　ためのものとか、あるいは閉鎖会社、譲渡制限が
　　ある株式についての場合は、ある意味では特殊な
　　場合、特殊というのは言葉がいいかどうかわかり
　　ませんが、比較的限定されたものだと思うのです
　　が、利益による消却というものは、かなり一般的
　　といいますか、幅広い使用が可能だという制度、
　　今までに比べるとこのところは相当緩和が進ん
　　だ領域ではないかと思うのです。

　　そうすると、もとの問題に戻りまして、こうい
　　う制度によって、従来自己株式取得を認めた場合
　　の弊害と言われていた株価操縦の問題であると
　　か、あるいはインサイダー取引の危険というもの
　　がどうなってくるのか、今回どのようなそういう
　　危険を回避するための措置が考えられているの
　　か、そこを伺いたいと思います。

○濱崎政府委員　御指摘のインサイダー取引のお
　　それは、従来から経済界が要望しておりますよう
　　に、会社が自社株を自由に取得することができる
　　のみならず、それを保有して、そして隨時、任意
　　に売却することができる、こういうことになりま
　　すと大変その懸念が大きくなつてくるわけでござ
　　います。

で自己株式の取得あるいはそれによる株式の消却という方法を利用する道が一つできるということであり、歓迎する向きがあり、そしてそういうことで、今回の株式の消却という方法によってそれが可能になりますので、今回の改正によって、上場会社等の公開会社におきまして定期総会の決議によって自己株式を消却することができるようになる、そしてその取得方法としていわゆる公開買い付けによる方法も認められることになるということから、解消したいという場合の一つの手段ができるという意味で、そういう観点からの相応の意義を有していふるというふうに考えておりまして、法制審議会の議論もそういう整理でなされております。

○谷垣委員 今回の改正では、使用人に譲渡するためのものとか、あるいは閉鎖会社、譲渡制限がある株式についての場合は、ある意味では特殊な場合、特殊というのは言葉がいいかどうかわかりませんが、比較的限定されたものだと思うのですが、利益による消却というものは、かなり一般的で、といいますか、幅広い使用が可能だという制度、今までに比べるとここは相当緩和が進んだ領域ではないかと思うのです。

そうすると、もとの問題に戻りまして、こういう制度によって、従来自己株式取得を認めた場合の弊害と言つて、いと末裔集団の問題であると

の範囲で認めるということ)といたしましては、直ちにそれを株式としての場合につきましては、直ちにそれを株式として失効させるということ)でございまして、保有、それから保有後の処分は認めない。それから、そのほかの場面におましても、できるだけ早く一定の目的のために処分しなければならないということ)とで自由な保有、処分を認めておらない。そういうことでござりますので、総体的にインサイダー取引あるいは株価操作の懸念も比較的少ない範囲で今回この改正を実現することができると考えております。

ただ、それにいたしましても、会社が株式を取得することによってそういうおそれがあるわけでございまして、その問題につきましては、法制審議会の審議と並行して、証券取引審議会の方で商法改正の動きをにらみながらそのための対応を慎重に御検討いただきました。

その結果、インサイダー取引の関係では、自己株式の取得を行うという会社の決定、これを内部者取引規制上のいわゆる重要な事実として追加する、これによつて、自己株式の取得についての会社の意思決定を公表した後でなければ、会社あるいは会社関係者はその株式の取引をすることはできない、こういう規制を証券取引法の改正において実現するということで、現在法律案を提出していただいているところであります。

一方、株価操縦についても証取審の方で御検討いただきましたが、これにつきましては、今回新たに自己株式の取得を認めましても法改正をするまでの必要はない、現在の規定の運用上、この問題についても一定の留意すべきことについて十分な配慮をすれば、それで対応することができるという答申内容であつたと承知しております、そういうことで運用上の適正な対応をしていただけるというふうに考えております。

○谷垣委員 それでは今度、譲渡制限がある株式についての特例について伺います。

譲渡制限がある場合に自己株式取得ができるようになつた、これはなかなかメリットのある制度で

の範囲で認めるということ)といたゞいていますが、消却割合の場合につきましては、直ちにそれを株式として失効させるということとございまして、保有、それから保有後の処分は認めない。それから、そのほかの場面におましても、できるだけ早く一定の目的のために処分しなければならないということとで自由な保有、処分を認めておらない。そういうことでござりますので、総体的にインサイダー取引あるいは株価操作の懸念も比較的少ない範囲で今回の改正を実現することができると考えていただけるところでござります。

ただ、それにいたしまして、会社が株式を取得することによってそういうおそれがあるわけございまして、その問題につきましては、法制審議会の審議と並行して、証券取引審議会の方で商法改正の動きをにらみながらそのための対応を慎重に御検討いただきました。

その結果、インサイダー取引の関係では、自己株式の取得を行うという会社の決定、これを内部者取引規制上のいわゆる重要な事実として追加する、これによつて、自己株式の取得についての会社の意思決定を公表した後でなければ、会社あるいは会社関係者はその株式の取引をすることはできない、こういう規制を証券取引法の改正において実現するということで、現在法律案を提出していただいているところであります。

はないかと思うのですね。譲渡の相手方がなかなか見つからない場合は、会社に好ましくない人物への譲渡を認めざるを得ないような場合が出てくる。あるいは閉鎖会社の株を相続したような場合に、なかなか相続税を払うのに困難を感じておられる例、これは現実に私も見聞きしておりますけれども、そういう場合に、適当な譲り渡し人がなかなか見つからない場合には会社がその自己株式を取得してくれるというの、相続人にとってもメリットがあるということで、閉鎖会社の場合、投下資本の回収というものがなかなかスムーズにいかないわけですから、そういう意味合いにおいてもこの新しい制度は意義があるのではないか、こう思っているわけです。

そこで、その場合、取得した自己株式について相当の時期に処分することを要するもの、こういう規定になっているわけですが、この場合の「相当ノ時期」というのはどういうことを意味しているのか、伺いたいと思います。

○濱崎政府委員 この「相当ノ時期」という表現は、自己株式を取得した場合の処分すべき時期として現行の二百十一条に定めている文言そのままです。ございまして、考え方は現行法の解釈と同様でございます。

これに対する概念として、遅滞なくという概念がございますが、遅滞なくという程度には迅速さを要請されない、言ってみれば、できるだけ早い時期に、かつ会社にとって不利でない時期にというところでございます。

これは、ともかくすぐ処分しなければならないということになりますと、会社に経済的な損失を与えることになりますので、そういう損失を生ずることがないように、かつできるだけ早くということです。ございまして、具体的な判断は、個々のケースに応じて取締役が善管義務に従って合理的な経営判断のもとに処理すれば足りるということです。

○宮垣委員 相当な時期に処分せよということですが、この条文を読みますと、適当な買取り先

はないかと思うのですね。譲渡の相手方がなかなか見つからない場合は、会社に好ましくない人物への譲渡を認めざるを得ないような場合が出てくる。あるいは閉鎖会社の株を相続したような場合に、なかなか相続税を払うのに困難を感じておられる例、これは現実に私も見聞きしておりますけれども、そういう場合に、適当な譲り渡し人がなかなか見つからない場合には会社がそのまま自己株式を取得してくれるというのは、相続人にとってもメリットがあるということで、閉鎖会社の場合投下資本の回収というものがなかなかスムーズにいかないわけですけれども、そういう意味合いにおいてもこの新しい制度は意義があるのでないか、こう思っているわけです。

そこで、その場合、取得した自己株式について相当の時期に処分することを要するもの、こういう規定になっているわけですが、この場合の「相当の時期」というのはどういうことを意味しているのか、伺いたいと思います。

○濱崎政府委員 この「相当の時期」という表現は、自己株式を取得した場合の処分すべき時期として現行の二百十一条に定めている文言そのままでございまして、考え方は現行法の解釈と同様でございます。

これに対する概念として、運営なくという概念がございますが、戻済なくという程度には運営さ

を見つけることができない場合には、いつまでも持っている、自己株式を保有し続けることになるのじやないかと思うのですが、それは会社財産の健全性の見地から問題はないかということですね。その辺のことをちょっと伺いたいと思います。

○濱崎政府委員 今申しましたように、商法の立場としては、できるだけ早く適当な買い受け人を見つけて処分するということが好ましいわけでございますけれども、そういう場合に、方法としては株式を消却させるという方法も考えられるわけですが、まずはけれども、株式を消却させたのでは、もともと中小規模の会社の要請に応じてこういう手続を設けた意味が極めて少なくなるということで、その要請に応じるためには、やはりできるだけ早く処分することができるまで保有を認められるという法制をとらざるを得ないというふうに考えた次第でございます。

会社財産の健全性からの問題というのは、確かにどうしても買い受け人が見つからないという場合にはあるわけでございますけれども、それは発行済み株式総数の、相続の場合の取得と合わせて五分の一という範囲内ということにしておりますし、もともと取得について配当可能利益の枠内ですごうことにしておるということで、全く問題がゼロであるというふうには申し上げませんけれども、制度を認めることによって会社の健全性が基本的に害されるという事態は懸念する必要はないというふうに考えておる次第でございます。

○谷垣委員 私の持ち時間ももう少くなりましたが、最後に一つだけ伺いたいのですが、今まで、最後に急に加えて申しわけないので、どんなふうに見たいのか、今お感じになつてているところをお聞かせいただきたいと思います。

○濱崎政府委員 今回の改正は、会社、経済界のいろいろな要請のもとに、先ほど申し上げたような観点で、商法上の資金運用の合理化という観点で改正したものでございまして、それが今御指摘の資金調達のあり方とかあるいは会社金融の方とか、そういうものにどういう影響を与えるかということは、これは私ども直接それを目的とするということではないものでございますから、正しくつまびらかに認識しているわけではございません。

例えば、今回の消却のための自社株の取得ということによって、発行済み株式総数が減少することに伴つて将来の配当コストが少なく抑えられるというような効果、そういうことが具体的な企業サイドの目指すところというもの例として聞いておるところでございます。

○谷垣委員 それでは、これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○高橋委員長 坂上富男でございます。委員長御苦労さんでございます。また大臣以下皆さん御苦労さんでございます。

本日は、商法改正について私に九十分の時間を与えていただいたわけでございますが、ちょっと

緊急な事態が起きてまいっておりますので、しばらくそちらの方に時間をとらさせていただきたいと思っておるわけでございます。

○瀬川説明員 登記はされていたものと承知をしております。

○坂上委員 所有権移転登記ですよ。

○瀬川説明員 はい。

○坂上委員 今お答えは警察の方でございましたか。——所有権移転登記ができたということになりますと、これは国土計画法に基づく届けがなくなりますと、これは国土計画法に基づく所有権移転登記というふうに伺つたわけです。これはどうなんですか。

○瀬川説明員 御存じのとおり、きょう新聞の報道でも私たちが行われたという事態が判明をいたしたわけでございます。

○坂上委員 そこで、法務委員会の任務、法務の任

務といいたしましては、いわゆる人権擁護の観点から見てもこの問題は大変重大な問題ではなかろうございますが、そのふうに思つておるものでございます。

○瀬川説明員 まず一つは登記の関係でございますが、国土計画法に基づきまして届け出を必要とする土地については登記の関係はどうなるのでございましょうか。何か届け出たという証明を必要とするのでありますか。所有権移転の場合は、何かやはり届け出がございますか。登記の方はおりませんか。

○濱崎政府委員 登記の方は民事局の所管でございますが、突然の御質問でございまして、私十分に調査してまいりません。お許しいただきました。どうもありがとうございました。

○坂上委員 登記のことについても調べてこいよというふうに要請をしておいたわけでございます。だれがやるのだろうと言つたら民事局長だ、こういう話でございますから待つておったわけでございますが、これは後でいいです。(中井国務大臣「調べさせます」と呼ぶ)はい。

さてそこで、今回の検査の対象になった土地でございますが、これは登記はどうなつていたのでござりますか。何か新聞によると、坂上委員だけが出ていたのでしょうか。どういうふうになつていませんか。

○瀬川説明員 さてそこで、今回の検査の対象になった土地でございますが、これは登記はどうなつていたのでござりますか。何か新聞によると、坂上委員だけが出ていたのでしょうか。どういうふうになつていませんか。

○瀬川説明員 登記はされていたものと承知をしております。

○坂上委員 所有権移転登記ですよ。

○瀬川説明員 はい。

○坂上委員 今お答えは警察の方でございましたか。——所有権移転登記ができたということになりますと、これは国土計画法に基づく届けがなくなりますと、これは国土計画法に基づく所有権移転登記というふうに伺つたわけです。これはどうなんですか。

○瀬川説明員 国土法の世界では届け出と登記とは直接は関係ございません。

○二木説明員 土地は届け出しなくともできるんだということなら、これは余り意味がないじゃないの。どうですか。

○坂上委員 土地は届け出と登記どちらもございませんが、国土法の世界では届け出と登記は直接は関係ございません。

○瀬川説明員 なぜこういう質問をするかといいますと、登記簿謄本はとったのだろうと思うのです、この土地二筆について。所有権移転登記がなされておれば、国土計画法による届け出は、何かやはり届け出があつて初めて所有権移転登記ができるのじゃなかろうかと私は素人なりに思つておるから聞くところです。届け出があったればこそ登記ができるのだろうか。やはり登記できないのだろうか。

○坂上委員 民事局長さん、大変恐縮でございます。急速な話をすつと、しかし連絡だけは確実にしてお聞きをさせていただきまして、意見を述べさせていただきたいというふうに思つておるわけ許していただきたいと存じます。

○二木説明員 國土計画法では、売買の前に届け出をしてくださいという仕組みになつておりますが、そこで売買の証明書等がござりますれば、登記所におきまして特段の調査ということなく受け付けてもらえるというふうに聞いております。

○坂上委員 それはひとつまた、法務省の方からきちつと御弁弁いただきますよう。それに基づいて捜査を問題は、今言ったようにやはりここに一つあるのですね。もし、国土庁がおっしゃるように、届け出は届け出なんだけれども移転登記とは全く無関係なんだ、こういうことになりますと、これではいろいろこういう間違いが起きる可能性もやはりあるんだなということを私は痛感するわけでございます。

それでは、警察庁の方から聞きますが、ひとつこの事件の概要というのをまずお話しください。

○瀬川説明員 お答えいたします。

これは、捜査を行いましたのは、京都府警察本部生活経済課及び山科警察署でございますが、平成六年二月ころでござりますけれども、山科区の住民から端緒を得まして、内偵捜査を行いました。その結果、問題の学校法人京都朝鮮学園でございますが、これが、京都市内の市街化調整区域の土地につきまして、四万三千六百平方メートル余りでございますが、これを買収をしていた。しかし、国土利用計画法上の届け出状況がどうかということにつきまして、京都市の理財局、こちらがそれを担当しているわけでございますが、ここに届け出の有無を照会したわけでございます。そうしたところ、本年の四月一日付でその土地の一部について届け出がない旨の公式文書による回答を得たところでございます。

それに基づきまして、六月四日でございます

が、京都地方裁判所に国土利用計画法違反容疑事

件ということで捜索・差し押さえ許可状の発付を請求いたしました。同日これを得まして、六月六日、京都市右京区の京都朝鮮会館内に所在するこの当該学校法人の事務局及び在日本朝鮮人総聯合會京都府本部など二十六カ所につきまして捜索・差し押さえを実施したわけでございます。

捜索後、関係者の出頭を求めるとして、事情聴取を行いました。そうしたところ、関係者のなか

ら、この土地については国土利用計画法上の届け出をしているという旨の供述がございました。し

たがいまして、京都府警察本部といたしまして

は、再度京都市役所に照会をいたしました。その結果、京都市役所の方から、同市役所の係員の書類の検索ミスにより、京都府警察本部の照会に対

して誤った回答がなされていたということが判明

したわけでございます。

したがいまして、同日、昨日の午後十一時過ぎでございますが、関係者に対しまして、容疑が解

連絡をとったというのが、今回の事案の概要でござります。

○坂上委員 大変怖くて、普通の善良な者は生活

できないんじゃないの。

市役所が、結果的にはでたらめの報告をした。

そこでたらめを受けて、警察は、急のために調べ

ることで、国土法違反について二十六カ所やつた。新聞では二十七と書いてあるけれども、二十一

六カ所も家宅捜索をする、大がかりな捜査とい

うことでござりますが、これが、あくの果ては、照会してみた

ところが、関係者は届け出たというものだから、

もう一遍聞いてみたらそうだった、やめました。

これじゃ国民に申しわけないんじゃないの。

警察庁、どう思っていますか、これは、一番の

責任者である国家公安委員長はまざう思つてい

るのですが、これは。あなたの自身は——公安委員

長は何か十二時ころに声明を出したそうですね。

何かテレビでやったそです。大体、警察庁、こ

んなばかなことが今の法治国家の中にはあっていい

かと思うのです。だから、緊急に私に質問せいでございま

う要請がありまして、質問をするわけでございま

すが、こんなばかなことがあっていいのです

か。どうですか、あなたも。もうちょっとときちつ

と御答弁いただきましょうか。

○瀬川説明員 お答えをいたします。

捜査の過程におきましていろいろな事実照会等

をしなければいけない場合があるわけでございま

すが、その場合に、捜査関係事項照会書による照

会ということはよく行われているわけでございま

す。そしてまた、その照会先がいわば公務所であ

り、そこから、何と申しますか、責任ある方の名

前で正式の文書回答をいただいたということにつ

いてお答えなさい。

○瀬川説明員 お答えいたします。

お尋ねの検索ミスという関係でござりますけ

ども、私どもが承知している限りでは、実際には

係員の方はコンピューター操作ではなくて、簿冊

を指で繰るような形で、当該土地が国土利用計

法に基づく届け出がなされているかどうかについ

て調べたものであると聞いております。

○坂上委員 警察庁、これをよく調べなさいよ、

この画面をあなたに見せますから。私は、質問す

る以上はきちんと調査の上で質問しているので

す。検索ミスじゃないのです。入力をしておつ

り誤った回答がなされた、それに基づいて捜査を

進められた結果、大変関係者の方には御迷惑をおかけ

したというふうに考えているところでございま

す。

ただ、るる申し上げるようでござりますが、結

果として、市の方の検索ミス、事務的なミスによ

りました。

たがいまして、京都府警察本部といたしまして

は、京都市に対しまして捜査関係事項照会書によ

り照会をし、公文書によってこれは届け出がない

結果、京都市役所の方から、同市役所の係員の書

類の検索ミスにより、京都府警察本部の照会に対

して誤った回答がなされていたということが判明

したわけでございます。

したがいまして、同日、昨日の午後十一時過ぎでござりますが、関係者に対しまして、容疑が解

連絡をとったというのを、今回の事案の概要でござります。

○坂上委員 大変怖くて、普通の善良な者は生活

できないんじゃないの。

市役所が、結果的にはでたらめの報告をした。

そこでたらめを受けて、警察は、急のために調べ

ることで、国土法違反について二十六カ所やつた。新聞では二十七と書いてあるけれども、二十一

六カ所も家宅捜索をする、大がかりな捜査とい

うことでござりますが、これが、あくの果ては、照会してみた

ところが、関係者は届け出たというものだから、

もう一遍聞いてみたらそうだった、やめました。

これじゃ国民に申しわけないんじゃないの。

警察庁、どう思っていますか、これは、一番の

責任者である国家公安委員長はまざう思つてい

るのですが、これは。あなたの自身は——公安委員

長は何か十二時ころに声明を出したそうですね。

何かテレビでやったそです。大体、警察庁、こ

んなばかなことが今の法治国家の中にはあっていい

かと思うのです。だから、緊急に私に質問せいでございま

う要請がありまして、質問をするわけでございま

すが、こんなばかなことがあっていいのです

か。どうですか、あなたも。もうちょっとときちつ

と御答弁いただきましょうか。

○瀬川説明員 お答えをいたします。

お尋ねの検査関係事項照会書による照

会ということはよく行われているわけでございま

す。そしてまた、その照会先がいわば公務所であ

り、そこから、何と申しますか、責任ある方の名

前で正式の文書回答をいただいたということにつ

いてお答えなさい。

○瀬川説明員 お答えいたします。

お尋ねの検査関係事項照会書による照

会ということはよく行われているわけでございま

す。そしてまた、その照会先がいわば公務所であ

り、そこから、何と申しますか、責任ある方の名

前で正式の文書回答をいただいたということにつ

いてお答えなさい。

○瀬川説明員 お答えをいたします。

お尋ねの検査関係事項照会書による照

会ということはよく行われているわけでございま

す。そしてまた、その照会先がいわば公務所であ

て、検索の仕方が間違っていたためにそれが出てこなかつたのぢやないのです。この届け出があつたのが平成二年六月でしよう。入力すべきことを入力してなかつたというのですよ。入力してなかつたのだから、幾ら検索したって出てくるはずがないのです。したがいまして、あなたは検索ミスだと言つけれども、検索ミスというのは、どういうことをしたのか私はわかりません。コンピューターで検索するのにミスなんて起きないだろうと私は思います。わかつて御答弁なさつているのかな。文章をただ読んでいるだけなのかな。私にはいいかげんな答弁はできないのですよ。

そこで、学校法人京都朝鮮学園から出た土地売買届け出書は入力していなかつたというのです。なぜ入力していないのか。平成二年ですよ。今もって入力しないのかどうかということは私はわかりませんが、少なくとも入力していなかつて検索しても出てこないというのです。これがまず第一点です。

自治省、これは調査して聞かせてくださいと言つてあつたのですが、調べたらどうでしたか。——来ていませんか。それじゃいいです。

次に、警察庁、土地売買の予約契約をしたという情報を得たと言つてゐるのですが、どういう情報を得たのですか。これは違法行為だから捜査の秘密はないのですよ。捜査の秘密ですから答えられませんと言つてはいけませんよ。だれからどういう情報を得たのですか。

○瀬川説明員 お答えいたします。

情報と申し上げますよりも、当該土地周辺において当該学校法人が大変広大な土地を購入されてそのままになつてゐるという風評を耳にしたといいますか、そういうものが端緒であるというふうに報告を受けております。

○坂上委員 今の答弁もなつてないのじやないですか。土地を買つたという風評だが、手を入れたという風評だと言うが、あれは届けていないよといふ風評ならまだわかりますよ。風評と言つてゐるが、新聞では情報を得たと言つてゐる。これもい

いかげんじゃないですか。もっと近所の風評を調べてみたらいどうですか。あれは間違いなく売買のたのだ、調べたら届け出をしていない、これははり違反だ、こういつてやったわけですが、この情報の調査の仕方も全くすさんじやないですか。

その次に、ことしの三月二十八日に理財局に四会をしたのだそうですね。そこで、四月一日に届け出はないとの理財局長名の回答があつたといふことが言われているのです。しかし、この事件ばかりかからこういう話が出ているのです。これもきちと答えてもらいたい。六月三日に警察の手から市に照会があつたのですね。そうしてから市は調べてから回答したいと返答をしたという報告を理財局長が受けたといふのです。これはどうちが本當ですか。ここに来ると責任のせめり合いなんです。私たちは調べてから回答をしないと言っているにもかかわらず、警察はどうやってしまったのじゃなかろうか。警察の方に問われれば、三月二十八日付で照会をして四月一日に届け出がないという回答をいただいたと言つておるわけでござります。これは一体どっちが本當なんだろう、どうですか。

○瀬川説明員 お答えいたします。

六月三日のことにつきましてはつまびらかじやございませんけれども、とにかく京都府警察本部といたしましては、四月一日付の公文書による言ふ都市役所からの回答に基づいて捜査を進めていたものというふうに報告を受けております。

○坂上委員 これ以上やつても水かけ論ですか

ら……。

きょうの六月七日付の朝日新聞に「朝鮮総連埠素はミス」、これは間違いないのですが、そのことがちょっと書いてありますから、どうぞこれは調べて、警察庁の方の言い分が正しいのか、京都府市の方が正しいのか、これはきちと答えていただきたい。これによって責任の軽重が変わつてくると私は思つているから言っておるわけでござります。

その次に、捜査令状をいつももらつたのですか。

○瀬川説明員　六月四日でございます。

○坂上委員　最高裁、京都地裁から捜索令状が出ているそうでござります。許可状が出ているそうですが、北朝鮮関係の捜査については大阪で必要以上過酷な捜索でないか、こういうようなことが新聞で騒がれまして、我が党の調査団も調査を行つたわけでございます。

そういう状況の中で、一千名とかというような人たちが家宅捜索に出られて、それで何カ所だか知らないぬけれども大変な捜索をなさったんだそうですね。一千名を超える、機動隊を出してやつたそ�でございますが、これは本当に大変なことじゃないか。家宅捜索も八カ所、これはその割合に少ないですが、八カ所もやられたそうでござります。これについても大変批判の声が上がつておったやさきに、今度は、二十七カ所か二十六カ所かわかりませんが、家宅捜索の許可が出てたわけでございますが、一体、この国土計画法の届け出といふのは、もう登記がしてあるのですから、全くその必要性がないのですね。確かに、届け出をしてあるかどうかということは、売買契約してありますから、もう言い逃れできないんじゃないんじやないんじよせん、こう言い逃れるために家宅捜索するということは、僕はあってもいいと思うのですよ。だけれども、こうやってきちつと登記をしてあるんだからね。そうだといひますと、一体、これは何のためにこんながつたな捜査が行わたるのだろうかと実は私は思つてゐるわけです。

その前提となつております、裁判所が二十六カ所を許可するような家宅捜索令状を出されることについても、私は、裁判所批判で大変恐縮でございますが、どんな考え方でなさつたのだろうか。しかも、どういう証拠に基づいてなさつたのだろうか。

今、聞きますと、市の公文書による回答書をもつとして出したと言つんでございますが、これについて二十何カ所も調査するわけでござりますから、もう少しそれを裏づける関係者の調査でも

あつてしかるべきなんでございますが、これも出でないわけでござりますし、この売買は、中へ入った人と売った人一人とかいるんだそうです。この人についての家宅捜索は全くないんですね。ないでしよう。しなかつたでしよう。令状ももらわぬでしよう。だから、この売り主の方についての家宅捜索はなくて貰い主だけ二十七カ所もやる、こういうことなんですね。だから、私はこれも、売った人も家宅捜索したならまだいりますよ、令状をとったならないのですがね。

これもちょっととおかしな話なんでござりますが、裁判所はきっと裁判官独立の原則で答えられないとおっしゃることは承知の上なんでございますが、あえて来てもらいました。いかに司法権の独立、裁判官そのものがその権限においてなさるとおっしゃっても、こういう令状を出すことはひど過ぎると私は思いますよ。一体、本当にこの令状の発付というのは適切であつたのか、やはりちょっとと問題なんじゃなかろうかと実は思つておるわけでございますが、最高裁、これはどうですか、この質問。答えられませんかな。

○高橋最高裁判所長官代理者 具体的な事件の処理ということにつきましては、私どもの立場として何ともお答えしかねるところでございますけれども、委員御指摘のように、令状の発付、こういうことは裁判官にとって非常に重要な職務の一つでありまして、令状の請求を受けた裁判官としては、憲法の要請する令状主義の精神にのつとり司法的なチェック機能を十分に果たす、そういうような観点から、捜査機関から出された資料を厳密に検討して、令状発付の要件があるかどうかを一件一件慎重に判断していく、そういうふうに確信しております。

○坂上委員 最高裁がおっしゃるとおりでございまして、これが第一線でどうも実行されていないのじゃなかろうか。これじゃいかぬと思いますし、私は、司法の独立あるいは裁判官の独立の意味においても、やはりこれはちょっとと問題だぞ、

こう思つてゐるのです。

いま一つの問題点を指摘しますと、朝鮮総連の委員長以下四人の個人宅を家宅捜索しているのです。売買をしたと言わるのは学校法人の朝鮮学園なんですね。法律上は全く別個の権利主体なんですね。委員長ら四人の個人の自宅まで家宅捜索しなければならぬということの理由もちょっとわからないのですね。この辺はどうだったのですか、警察庁。

○瀬川説明員 お答えいたします。

捜索につきましては、先ほど委員御指摘ございましたけれども、その朝鮮総連の関係の方々あるいはそういういった場所だけではなくて、本件土地売買に関与した方のところについても実施をしたところでございます。また、その関係箇所が非常に多數に及ぶではないかという御指摘でございますけれども、本件の国土利用計画法違反という検査の趣旨からしまして、その土地の購入の状況なりあるいは利用の目的なり、るる検査上解明しなければいけない点も多々あるということです。このような箇所数になつたものでございますが、いずれも当時の検査上の判断においては必要な検査箇所である、このように判断をしていたものと承知をしております。

○坂上委員 これ以上言つてもおたくさんの立場からしようがないのでございますが、今申しましておりこれが膨大な、二十七カ所、二十六カ所も検査する必要性、それから個人のところを何でやらなければならぬのか、それから別法人関係のあるところをなぜやらなければならぬのか、売った人の家の家宅捜索をなぜしなかつたのか。そして、あなた、登記によってきちんと売買の証明ができるわけでござりますから、逃げも隠れもできないわけでござります。そんなような点から一つ一つ積み重ねていっても、全く何のためにやつたんだろうかと疑問を呈するわけあります。

しかも、六月三日に警察の方が市にもう一遍照会をした。そして、調べて回答したいという返事

をしたという報告を理財局長が受けているという

んだが、もしさうだとするならば、これはなおのこともう少し待つたつていいんじやなかつたか、こう思われる節があるわけでございます。

いざれも詳細な調査をしていただかなければいけませんから、私は、法務委員会でこういう発言があつたということをひとつ受けとめていただきまして、責任の有無については私はもう一通議論したい。今この場所で、いないところの場所においても、責任の有無については私はもう一通議論したい。責任の有無について私はもう一通議論したい。本当にまじめにし大変恐縮でございますが、「これだけのことをした責任をとつていただきたい。本当にまじめにしている人たち、事実無根にもかかわらずこういう家宅捜査を受けて、このやり方が全くなつてない」というわけであります。

私は多分、推測しますと、今北朝鮮の核疑惑問題が出ております。日々には、いわゆる北朝鮮の核検査をしてもらつて、きちっと平和を取り戻し

たいんだというものが国会の答弁なんです。しかし、実際見てみると、もし話し合いがつかぬ場合については、後で撤回されたんですが、集団自衛権行使するとか有事立法行使するとか、い

るいふことを言つてゐるわけでございます。

万々一をおもんばかりまして、片つ端から情報収集のためにこういうことをあえてやつているんじやなかろうかと、私はその心配を実はしている

のですが、厚生省、これは今何かだめになつたことでございますが、愛知県では、朝鮮の学校にお伝えください。公安委員長に伝えてください。きちっと責任をとつていただきたい。それが同じ委員も、それはやはり責任をとつてもらおうじゃないかというのが、お話を上での私は今言つているわけなんです。私個人のあれではあります。党の、法務委員会としての要請でございます。

課長さんに幾らどなつたでどうしようもありませんけれども、このことをよくひとつ首脳の方にお伝えください。公安委員長に伝えてください。きちっと責任をとつていただきたい。それが同じ委員も、それはやはり責任をとつてもらおうじゃないかというのが、お話を上での私は今言つているわけなんです。私個人のあれではあります。党の、法務委員会としての要請でございます。

課長さんが幾らどなつたでどうしようもありません。正看護婦になるには何か厚生省から出た少女が准看護婦の資格を得た。それから今度正看護婦になろうとする。正看護婦になるには出たからということがどうも理由のようでございます。愛知県は、準用して准看護婦の資格を与えること、きちっと対応して返事を持つてきてくださいよ。

さて、その次、文部省お見えですか。——お見えですね。文部省、いろいろ新聞で出ています。例えば、朝鮮学校生徒、人権侵害が頻発して

おります。四月十四日午前七時十五分ころ、東京朝鮮中高級学校の女生徒が、京王線明大前付近で、暴漢にはさみでチマ、スカートを切り取られ

暴行を受けた上、電車が駅に到達するや車内からホームに突き出された、これも新聞に出ていました。また、四月二十七日前七時ごろ、JR千葉駅付近の車内で同校女子生徒が、正体不明の男性にチマを、スカートですが、切り裂かれた。四月二十六日夕方、東大阪朝鮮中高級学校の男子生徒が、自転車で下校中、日本の男子生徒数人から、朝鮮人殺すぞなどと暴言を受けながら、直系二、四センチの石を投げつけられて目を負傷する。

ビューリーに答えていられる、集団自衛権容認の方向で憲法を議論してくれということを国民に提案しているわけでございます、これを取り消すのとお聞きをいたしました。まあ取り消すがごとく取り消さないがごとく答弁でございましたが、そんな

ような事態でありますから、どうもやはり警察は、万一をおもんばかりまして情報収集しているのじやないの。そうでなければ、この家宅捜索、

令状検査は私は納得できない。それで、大変なボラをやつてしまつたわけだ。こんなのが本当は、今までのところは、日本人の中学生が朝鮮人の生徒に對しまして暴行等に及んだ件につきましては、千葉県教育委員会を通じ報告を受けております。

その他の件については、報告をいただいておりません。

○坂上委員 今度、厚生省の方。これも新聞に出たことでございますが、愛知県では、朝鮮の学校

に正看護婦になるには何か厚生省が管轄なんだそうであります。これは

だめになつたということでございます。朝鮮学校を出たからということがどうも理由のようでございます。愛知県は、準用して准看護婦の資格を与えること

だめですね。正看護婦になるには何か厚生省から出た少女が准看護婦の資格を得た。それから今度正看護婦になろうとする。正看護婦になるには出たからということがどうも理由のようでございます。

○久常説明員 事実でございます。

○工藤説明員 大妻女子短大に入学志願した朝鮮高級学校出の子供の件についてでございますが、日本につきましては、その是非は別としまして、日本の中高級学校の女生徒が、京王線明大前付近で、暴漢にはさみでチマ、スカートを切り取られ

暴行を受けた上、電車が駅に到達するや車内からホームに突き出された、これも新聞に出ていました。また、四月二十七日前七時ごろ、JR千葉駅付近の車内で同校女子生徒が、正体不明の男性にチマを、スカートですが、切り裂かれた。四月二十六日夕方、東大阪朝鮮中高級学校の男子生徒が、自転車で下校中、日本の男子生徒数人から、朝鮮人殺すぞなどと暴言を受けながら、直系二、四センチの石を投げつけられて目を負傷する。

ビューリーに答えていられる、集団自衛権容認の方向で憲法を議論してくれということを国民に提案しているわけでございます、これを取り消すのとお聞きをいたしました。まあ取り消すがごとく取り

消さないがごとく答弁でございましたが、そんな

この御本人の場合は、その調査書が不備で判定で

きなかつたということで、残念ながら合格に至ら

ませんでした。

○河上説明員 お答えいたします。

最近、一部の報道機関におきまして御指摘のよ

うな事件について報道されていることは承知して

○坂上委員 人権擁護局長おられますか。局長、どうですか、今言つたような問題は、これは人権

ね。こういう情勢が日本の中にあるということですね。特に私は、京都のものは、これはそれ

も、まだ昨日夜テレビで報じられましたのを見た
だけでございまして、本日朝から、閣議等あるい

5

○質政府委員　委員の方から御指摘を受けました
もろもろの事案のうちで、准看護婦に関する件は
問題でありますか、どうです。

す、四百人警察が出動したそうでございますが、当たり前でござりますと多分開き直るでしよう。

疑を聞かせていただいたところでござります。
ただ、新聞等で報じられるところによります

後からで結構でござりますから、なぜ、こういう間違いが起きたんだろうといふことも警察の立場

に関する暴行、脅迫等の事件、これが人権侵犯犯罪に当たるのではないかという観点から情報の収集に努めているところでございます。

ましたら、あるいは肩身の狭い思いをされているかもしれません。ましてや子供たちでございます。いろいろお手伝いをしますよ。

ういう単純ミス、しかし大きなミス、こういったことで認識をさせていただかなければならぬときもいろいろなういう大きなミス。

すけれども、そういうことにならぬよう、今後二度とこういうようなことが起きないようにひとつ心がけよう。

○坂上委員 被害者側からの上申もないのに、届けもなしのでということになりますが、しか

とともにきちっと人権を守るということが必要な
んだろう、こう私は思つておるわけでございま
す。でありますから、こういうことが今後上じらざ
ります。

も対応するつもりでござります。人権擁護局あるいは関連の機関に届け出があつて普通は調べると、いふことございまさば、先生(即指商)のようこ

もう一点ばかり、ちょっと商法以外のことで聞きたいんで」とさいますが、法務省、尊属殺の加重

申しますとおり、もうこういう警察の不祥事、まさに不祥事でございますが、あつてはないございません。

から御検討をいただきたいのは、こういう累次の
人権侵害問題が起きている事実から考えて、各地

なあ同時に、私は……今まで申し上げてどうか
きたい、このように考へております。

えりましては法務省議会にかしまして、来年の通常国会に提出できるようにしたい、こういうようなお話を承ったんでございますが、ひとつ法務省

るわけでござります。しかも私たちは予算委員会で、特に北朝鮮問題について今回の予算委員会は熱心に審議することになりました。

していただきたい、こう思って各省から吏は来て
いたいたいたいわけございまして、法務大臣、この
事実を十分御認識をいただきまして対応していただきたい

を考えて、それそれで御議論を賜っております。

委員既に中身等は詳しく御存じのこと、また、たびたび委員からも御熱心な御議論を賜つたところです。

「お役見解を求める所だったのでございますか。さうは分科会でござりまするから、この時間を利用させてもらつて問題点を指摘をいたしておるわけ

生から具体的な事例を挙げてお話をございまし
た。私ども、ただいま局長が答弁をいたしました

えであるといひでござります。
○坂上委員 大変ありがとうございました。警察

は正当なんですといういろいろのあれがあるかも
りません。しかし、今こういう空気なんです

さうに関心を持って調査をしているところもございます。

厅の方を特に中心といたしますて、どうぞひとつ詳しい報告もいただきたいと思っております。今言つたような問題が出てゐるはずでござりますか

○坂上委員 どうも大失礼しました。中井法務大臣にお話に行つたときのお話でございまし
た。大失禮を申し上げました。

いま一点、最高裁にちょーとお聞きをしたいん
でございますが、司法修習生が裁判官希望をいた
しましたが、任官拒否になつた、こういうことで
ござります。それで、この人は異議申し立てをな
さつたそつとござります。一応立弁連といたしま
しては、これを採用しなかつたことの理由について
は明白にすべきだという会長談話等が出ておる
わけでござりますが、異議申し立てが立た以上
は、最高裁判所は、採用しなかつたことに対する
理由というものは異議申し立ての中できちつと明
示いただけるものでござりますか。

○堀籠最高裁判所長官代理者 ことし判事補に採
用されなかつた方から先日異議の申し立て書が提
出されましたことは、委員御指摘のとおりでござ
います。

この件につきましては、最高裁判所の裁判官会議におきまして行政不服審査法の規定にのつて審議されることになるものと考えておるところでござります。

三十

卷之三

○議論政局委員 現行制度において自己株式の取得を厳しく規制しておるもう一つの理由といった

し
取
りのといふには考えております
一方、内部者取引の關係につきましては、これ

ではございません。資本額に相当する財産が現実にはいに会社に拠出され、かつそれが保有されておらなければならぬわけでござります。これを資本本位の実維持の原則と言つておるわけでございますが、そのために、まず会社設立の際においては、その出資が確実に行われるようについてこれが要請されますとともに、資本を裏づける財産がその後も現実に維持されることが要請されるわけでござい

○坂上委員 その次は、自己株式取得は、相場操縦やいわゆる内部者取引に利用されやすいことが言われております。この点はいかがですか。

○濱崎政府委員 現行制度において自己株式の

責 形 の と 取
う点については、今回の改正の範囲内の規制緩和
ということであれば証券取引法自体を改正する必
要はない、現在の規制のもとで、その運用の中で
自己株式の取得という場面について十分な配慮を
するということをもって十分に対応できるという
御答申であったというふうに承知しております
て、それを踏まえて適切な運用をしていただける
ものというふうに考えております。

れにいたしましても、裁判官に不適格だなんといふことは決して考えられないのじやなかろうかと思ひますが、これ以上のことはわかりませんかと申し上げませんが、せひひとつ円満な御解決をしていただくようお願いをいたしたいと思います。以上でございまして、私はあとは今度は商法問題をさせていただきます。それでは、次の点についてお答えをいただきたいのでござります。

今回の自己株式の取得については、資本維持の原則から見ていかがなものなんだろうかということが一点でございます。

に限定するとともに、さらに具体的に個々の買取り行為を取締役が実行する場合におきましても、その結果、その営業年度の終わりにおいても当可能利益がマイナスになる、いわば資本に欠けた生ずるということがないよう、個々の買受けの場合においても配慮しなければならないと、う注意義務を課するという形で、資本充実を害することがないよう万全の配慮をしているわけですがあります。

また、閉鎖会社における自己株式の取得の特につきましても、それぞれの取得ごとに取得する自己株式の財源を配当可能利益に限定する、しも同じように、その結果、その営業年度の終わりにおいて配当可能利益がマイナスになるという事態が生ずるような場合には取得をしては

けでございます。
したがいまして、内部者取引の危険あるいは株価操縦の危険というのも、会社に自由な保有、自由な処分、再処分というものを認めておらない関係で、総体的にはその懸念はそれほど大きくないという制度になつてゐるというふうに考えております。
ただ、それにしましても、会社が自己株式の取得をすることができるにによりましてある程度そういう懸念もあるということから、その観点につきましては、この改正のための法制審議会における審議と並行いたしまして、証券取引審議会の方で商法の改正の到着点をにらみながら、それに応する証券取引法制上の措置について慎重に検討していただきまして、その結果、株価操縦とい

らない、それに連続して損害賠償責任で、御指摘の点は正にあります。○坂上委員 その次に操縦やいわゆる内閣が言われております。○濱崎政府委員 購得を厳しく規制してましては、御指摘のおそれがあるといつたわけでございました。今回の改正で認定の事由のもとに正式の取得を認めな保有を認め、さることにはなっておための場合には、その業員に譲渡しなければならない、消却のために取得し失効の手続をとらなければなりません。また、も、相当の時期にそ

次は、自己株式取得は、相場部者取引に利用されやすいこと、現行制度において自己株式の取引ももう一つの理由といたる。この点はいかがですか。

いうことが從来から指摘されています。

のようとしております案は、及び一定の手続のもとに自己の内部者取引あるいは株価操縦によることが従来から指摘されています。

この目的どおり六ヶ月以内にすればならない。それから、利害した場合には、通常なく株式を取締役に負わせるといううべき全を期しているつもりでござ

う点については、今回の改正の範囲内の規制緩和ということであれば証券取引法自体を改正する必要はない、現在の規制のもとで、その運用の中で自己株式の取得という場面について十分な配慮をするということをもって十分に対応できるという御答申であったというふうに承知しておりますので、それを踏まえて適切な運用をしていただけるものというふうに考えております。

一方、内部者取引の関係につきましては、これは、会社が従業員に譲渡するため、あるいは株式消却のために一定の限度で自己株式を取得するという意思決定をすることが株式の価額に影響を与えるということがござりますので、そういう会社の意思決定を内部者取引規制上のいわゆる重要な事実に加えるという改定をするということで、そのための証券取引法の改正法律案を現在国会に提出され、審議をいただいているというふうに承知しております。

したがいまして、そういう意思決定を公表した後でなければ、会社あるいは会社関係者は当該自己株式の取引を行うことができないという規制が加わるわけでございまして、これによってそういう懸念については十分に対応できるというふうに考えているところでございまして、法制審議会の商

に限定するとともに取り行爲を取締役も、その結果、そ当可能利益がマイ生するというこけの場合において、う注意義務を課することがないようございます。

また、閉鎖会社につきましても、自己株式の財源をも同じように、そとにおいて配当可能利うな事態が生するらない、それに違ひで、御指摘の点は玉ります。

○坂上委員 そのお操縦やいわゆる内閣が言われております。○濱崎政府委員 現得を厳しく規制しましては、御指摘のおそれがあるといおったわけでござり定の事由のもとに馬式の取得を認めるわな保有を認め、さことににはなっておるための場合には、そ業員に譲渡しなければ消却のために取得し失効の手続をとらなければならぬことがあります。また、も、相当の時期にそ

に、さらに具体的に個々の買が実行する場合におきまし
の営業年度の終わりにおいてナスになる、いわば資本に欠
たがないよう、個々の買いも配慮しなければならないとお
るという形で、資本充実は常に万全の配慮をしているわけだ
における自己株式の取得の特
それぞれの取得ごとに取得すれば配当可能利益に限定する、し
の結果、その営業年度の終わりにおいては、も配慮しなければならないとお
るという形で、資本充実は常に万全の配慮をしてい
ます。

い
て
損
配
益
の
で
て
を
す
る
か
よ
う
に
考
え
て
お
り
ま
す
。

ただ、それにしましても、会社が自己株式の取得をすることができるによりましてある程度そういう懸念もあるということから、その観点につきましては、この改正のための法制審議会における審議と並行いたしまして、証券取引審議会の方で商法の改正の到着点をにらみながら、それに応する証券取引法制上の措置について慎重に検討していただきまして、その結果、株価操縦という点については、今回の改正の範囲内の規制緩和ということであれば証券取引法自体を改正する必要はない、現在の規制のもとで、その運用の中で自己株式の取得という場面について十分な配慮をするということをもって十分に対応できるということ御答申であったというふうに承知しております、それを踏まえて適切な運用をしていただけるものというふうに考えております。

一方、内部者取引の関係につきましては、これは、会社が従業員に譲渡するため、あるいは株式消却のために一定の限度で自社株を取得するという意思決定をすることが株式の価額に影響を与えるということがございますので、そういう会社の意思決定を内部者取引規制上のいわゆる重要な事実に加えるという改正をするということで、そのための証券取引法の改正法律案を現在国会に提出され、審議をいただいているというふうに承知しております。

したがいまして、そういう意思決定を公表した後でなければ、会社あるいは会社関係者は当該自社株の取引をすることができないという規制が加わるわけでございまして、これによってそういう懸念については十分に対応できるというふうに考えているところでございまして、法制審議会の商

法部会におきましても、そういう証券取引審議会の審議をにらみながら今回この改正のための要綱案を定めていただいたということでございます。

○坂上委員 その次は、株主平等の原則から問題は起きませんでしょうか。

○濱崎政府委員 株主平等の原則という問題も、自社株の取得規制を自由にいたしますと、その取得の方法によってはそういう懸念があるということとは指摘されているところでございます。今回の改正におきましては、その点については、これもまた制度的に十分な対応をさせていただいているというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、従業員に譲渡するための取得及び株式消却のためにする取得、これらを、株式を上場している会社あるいは店頭登録をしている会社、いわゆる公開会社につきましては、その取得は必ず公開の市場、あるいは株式の消却のためにするときには加えて証券取引法制上の公開買い付けの方法によって取得しなければならない、個別の株主から相対で取引するという取得方法は認めないということにして、要するに公開の市場で買い取るということで、すべての株主に平等に売り主として参加する機会を確保するということにしております。

また、株式を公開していない会社、上場会社、店頭登録会社以外の会社がそういう取得をするとき、あるいは閉鎖会社の特例によって取得すると

そういうことをせざるを得ないわけでございますが、そういう場合には、これは市場というものがございませんので、個別の株主から相対で買取ると、個別の株主から相対で取引するという観点から、これは必ず総会の決議は特別多数決議で行わなければならないということになります。そのとともに、その当該議決については、買い取りの相手方である株主は議決権を行使することができないということにして、それ以外の株主の特別多數決議によって判断するという措置を講じておる次第でございます。

○濱崎政府委員 自己株式の取得あるいは処分をするために自己株式の取得が禁止されており、この言われておるわけでございます。この点はいかがですか。

〔山本(有)委員長代理退席、委員長着席〕

経営陣が会社の資金で、自分たちの地位を不当に守るために自己株式取得がなされることを防止するために自己株式の取得が禁止されており、このように認めることになりますと、従来から、会社経営者が不当な会社支配にこれを用いることになる危険性があるという観点から指摘されおりましては、会社経営者が自己株式を取得したこと上で、これを現経営者に友好的な第三者にさらしてしまって、それが現経営者に友好的な第三者にさらされてしまう危険性があるという観点からの指摘があるわけでございます。

○濱崎政府委員 御指摘の点に関する日弁連の御意見は、株主への利益還元の充実ということとは、これは配当の充実によってすべきことであって、自己株式取得規制緩和というようなことでやることについては理論的に疑問であるというものでございました。

しかし、この点につきましては、会社を取り巻く経済環境等を勘案して、配当可能利益を自己株式の取得という形で売却に応じた株主に還元するということは、その株主に対する利益還元になに転換する、要するに友好的な、会社経営者の意のままになる株主をそういうことによって生じさせてしまつて、そして会社支配をするという危険があるという観点からの指摘があるわけでございます。

委員の御指摘も、こういう観点を踏まえてのことかと思うわけでございますが、先ほど來御説明したことになりますように、今回の取得は取得後の自由な保有、自由な再譲渡ということを認めないといふことにしておりますので、今申しましたようなことは、危険は生ずるおそれがないということでございま

す。

○坂上委員 今度は法制審議会の商法部会の会社法小委員会で議論されたものを事務局の方で、自己株式の取得及び保有規制に関する問題点八項目、これを挙げられているわけでございますが、これは少ないのでないかという法制審議会の結論になつたということであります。

○濱崎政府委員 四番目は、余剰資金のより適切な運用上必要ないんじやなかろうか、こういう点でござりますが。

○坂上委員 それから今度は、従業員持ち株制度の運営の円滑化という問題でございますが、これは日弁連から言わせますと、商法改正してまで推進すべき問題であるかどうかは疑問である、こうした。

○濱崎政府委員 今度は、少なくとも現時点では、自己株式の取得が他の運用手段よりも企業金融上有利だということが心配をしておりますが、いかがですか。

○濱崎政府委員 従業員持ち株制度の運営の円滑化のために自己株式の取得を認める必要性があるかどうかという点については、これは当初の議論では、日弁連の御指摘のように、今の従業員持ち株会制度の運用のもので十分にやれるのではないかというような御意見があつたわけでございます。

○坂上委員 次は、企業買収への対抗手段ということでございますが、この点についてはどのよう

なお考え方を伺いますか。

○濱崎政府委員 この点についての御指摘は、こ

て、その結果、今回の改正のもとになります要

すから、これは時間の都合上答弁は要りません。

○濱崎政府委員 この点につきましても、日弁連の当初の御主張は、そういうたる理由で自己株式の取得を認めると不当な買収めどよって高値での

売り抜けを助長する、こういった弊害があるのでないかという指摘でございました。

○濱崎政府委員 この点についての御指摘は、この問題は、我が国の古くから存する慣習に由来するものであつて、自己株式の取得の規制緩和をしても株式相互持ち合いの解消という観点からは役に立たないのではないかという御指摘がありまし
た。

て、その結果、今回の改正のもとになります要綱、改正要綱が法制審議会で作成されたわけになります。

ですから、これは時間の都合上答弁は要りません。
そこで、二点ばかり御質問をいたしますが、一
つは、会社資産の垂れ流し、空洞化の危険はない
か、こういう点でござります。
○濱崎政府委員 この点につきましても先ほど由
し上げたかと思いますが、これは要するに、資本の

今回の改正は、企業買収への対抗策ということであり、それを改正理由とするものではないわけですが、いまして、平動朱式を取導して肖印することございません。

よって買収側の株式取得に間接的に対抗することができるという余地はございませんけれども、日弁

これも、今回の改正がこのことを直接の目的とするものではないわけでございますが、株式の相互持ち合いを解消したいということで、会社の方でそういう意思を互いに持つておられて、それでそういう目的のために相手会社が株式を放出した

通じて日弁連の考え方も十分に議論に反映され
いるわけでございまして、結果的に、最終的には
今回の改正要綱については御異論がないという状
態で改正を実現させていただいたということを、
御質問以外でございますが、付言させていただき

充実維持の原則に反するのではないかということ
がございまして、その点については、先ほど申し
ましたように、これは厳しく配当可能利益の範囲
内でそれを財源としてのみ取得することができ
る、したがって資本あるいは法定準備金に食い込

連の御主張のような懸念につきまして、そういう懸念が排除できないという制度ではない、というふうに考えられているところでございます。
○坂上委員 次は、株価の不当な低落への対応策についてでございますが、これはいかがですか。

○瀬崎政府委員　この点につきまして、日弁連の当初の御主張は、株価がいかほどであるかということは市場で判断すべきことであつて、経営者がそれを左右するということを是認すべきものではないという御指摘ございましたが、この点につきましても、今回の改正は、そういうことの必要性を認めて、それを目的として改正するものではないということになります。

いという場合に、自社株を取得して消却することによってその持ち合いを解消する、持ち合いで解消する方法としての一つの手段として利用することができるという意味があるというふうに考えられております。

この点も、今回の改正は、このこと 자체によって相互持ち合いが解消される、そういうことを目的とするものではないわけですが、解消しようという会社側の意思がある場合に、その受け皿が一つ用意される、これはそれで一つの意味があるのではないかというふうに考えているところでござります。

なお、全般的なことで申し上げますと、この審議につきましては、セド・ラウンドリーに座席等、

講じてお話ししては、後でからもよしとしなれば男から
らの要請を踏まえて、その要請について商法として
てどういう限度で対応できるかということから審
議をスタートした、その時点で今御指摘の問題点
というものを公表して、それについて日弁連も意
見を述べられたわけでございます。

さしますか。これはあくまでも結果としてそういうことになるということでございまして、今回の改正は、経営者が株価を操作するという目的のために自社株の取得を認めるという趣旨ではないわけでございます。

○坂上委員 もう一つ、必要性の最後でございますが、株式相互持ち合いの解消の受け皿についてということでございますが、この点はいかがですか。

そういうことでござりますので、この時点の日弁連の御意見としては、経済界が要求しているとおりに大幅に規制を緩和するところいう弊害が生ずるのではないかという視点がったかと思うわけでございますが、その後、審議を詰めてまいりまして、そういう指摘されているようないろいろな弊害といったものを除去し得る方法というものをいろいろ検討しながら、かつ会社側の必要性といふものについてもさらに議論を詰めてまいりました

それから二番目の、インサイダー取引の危険性について、これもあったようでございます。それから四番目なんでございますが、現経営者の不当な会社支配を許す危険性があるんじやなかろうか、こういうようなことの指摘がありまし
た。

それから、ほかの先生から、閉鎖会社での濫用の危険性についても指摘があったようでございま
す。

○坂上委員　目的的な質問は以上で終わります
が、本商法改正問題は、いわば新しい試みでもあるわけでございます。願わくはこれが効果を發揮するよう期待をいたすわけでございます。

我が党は、一応これについては賛成する立場で御質問を申し上げたわけでございます。どうぞひとつ、今言った問題点についてさらに御検討の上、またいろいろと対応をしていただきますこと

ここで、現時点では今のような規制緩和には合理性がないといふ指摘をされているわけでござります。

しかし、今の御答弁の中で、七点あるのでござりますが、相当タブっておりますので、時間の都合上一二、三にとどめて御回答いただきたいと思います。

一つは、不当な株価操作の危険性がある、そういう言われていますが、これはさつき御答弁があつたようでござります。

それから一番目の、インサイダー取引の危険性

でござります。
この点につきましても先ほど御答弁を申し上げましたように、そういう買い取りに当たって株主の平等が害されることのないよう、公開会社では公開の市場で、非公開会社においては相対の取引になりますけれども、決議要件を厳重にし、当該相手方は議決権を持たないというような手立てをすることによって、そういう弊害を生じないようだという手当てをしているところでございま

について、これもあつたようでございます。
それから四番目なんでございますが、現経営者の
の不当な会社支配を許す危険性があるんじやなか
ろうか、こういうようなことの指摘がありまし
た。

が、本商法改正問題は、いわば新しい試みでもあるわけでございます。願わくはこれが効果を發揮するよう期待をいたすわけでございます。

我が党は、一応これについては賛成する立場で御質問を申し上げたわけでございます。どうぞひ

それから、ほかの先生から、閉鎖会社での滥用の危険性についても指摘があつたようですが、いま

とつ、今語った問題点についてさらに御検討の上、またいろいろと対応をしていただきます」と

を期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思ふ
います。ありがとうございました。

○高橋委員長 正森成一君、

改正について質問をせたいだきたいと思ふが
す。

まず第一に、大蔵省、来て いますか。
おまけに、十 うなもので すが、
御参考にと いうことで、参考資料を配らせて いた
だきましたので、必要なときごらんいただきた
いと思 います。

場の活性化に役立つものというように位置づけられております。大蔵省は、いかなる根拠に基づいて自己株式の取得が証券市場の活性化に役立つと考えておるのか、そのメカニズムについて説明してください。

つまり、資料を見てください。
「資料一」を見ていただきますと、「国民総資産残高の推移」が書いてあります。一九八七年では、一番下の株式は四百七十三兆円でした。これは経済企画庁の資料であります。一九八八年には、ブルが進行しまして、六百六十九兆円になりました。四一%余りの値上がりであります。一九八九年には、ぐっと上がりまして八百九十兆円、三三%上りました。ところが、一九九〇年に、ブルが崩壊し始めまして五百九十四兆円へ一気に下がりました。八百九十兆から比べれば実に三百兆円の資産の減少であります。一九九〇年というのはまだ下落のピークではないので、このころは株価が日経平均で二万円ぐらいたが、その後一万七千円というようになりますから、そのときにもっと株式についての資産価格は減少しているわけです。

そこで、資料二を見ていただきますと、この株

だけれども、一体バブルをつくったのはだれで
あり、それによって大もうけをしたのはだれであ
るかということが問題であります。一体バブルは
なぜ起こったのですか。あなた方が答えて長くか
かってもいいかねから、一口で私の見解を言えば、
プラザ合意後、一九八七年から八九年にかけて二
年数カ月にわたって、我が国の公定歩合が二・五
%、史上最低という状況を続けました。そのため
に、円に対する日銀の介入で、非常にたくさんの
円をばらまきましたが、その結果、私の調べで
は、マネーサプライが毎月毎月対前年比一〇%以
上、二けた以上の伸びを見せていました。それ
なのに、政府と日銀は何ら対策をとらなかった。

それだけ金はあるけれども、投資対象はある程
度限られているから、その金が土地に向かい、そ

の暴落でだれか一番損害を受けたかという点を見ますと、金融機関が実に四三%も持っております。そして、ピーク時の三万八千九百十五円日経平均から最低の一萬七千円ぐらいまで下がったときを見ますと、五六%資産価値が減少して、合計で四百九十八兆円で、金融機関だけで二百十四兆円であります。莫大な損害であります。下の方に行きまして、事業法人はどうかといえば、株式分岐では三〇%を持っておりまして、百四十九兆九千億円の損失であります。両者を合わせて、実に法人が七〇%をはるかに超える株式を持っております。個人は、見ていただいたらわかりますように、我が国ではわずか一〇%そこそこであります。それでも百一兆円の損害があります。つまり、株はあつと上がりまして、一挙にどんと下がった、こういう状況になつておるのでですね。

そこで、このバブルの崩壊に対してもう対処するかということで、政府が、公共投資はふやすわ、さまざまな対策を立てておる。その一環に自社株取得という、商法を変えてまでちょっとでもこ入れしようという発想が出てきたのですね。

して一方は株に向かって、株と土地のインフレが起きて、それでバブルが猛烈に起こったわけであります。それがつぶれたわけでしょう。そのときに、このバブルを利用して、今までに株の活性化だなんとかいって、商法の改正までして助けてもらおうと思っている企業は一体何をやっておったか。それはあなた方が知っているエクイティファイナンスをやって、株の値段はどんどん上がる、その株の値段でCBは発行する、ワランツ債は発行する、時価発行だということで、金利換算すれば安い金利の金をかき集めて、それで設備投資をやる。設備投資ならまだいいが、土地やら株に対して投機行為を行なうということをやったのじゃありませんか。

私は、ここに論文を持ってまいりましたが、これは京都大学の名誉教授の宮崎義一さんという人の書かれた論文ですけれども、非常におもしろい論文で、単行本も出ております。そのうちの一部、この人は複合不況という立場をとっているのですね。こう言っているのです。「その実態は、ワランツ債・転換社債など、異常な低コストによる資

金調達によって「過剰」な資金調達を行ない（それは八六・八九年の四年間に九十四・四兆円にも達する。そのうち約三分の一の三十一兆円は設備投資に充当された）、その低コスト資金を前提にして引き起こされた設備投資がかなりあったことを見落としてはならない。事実、エクイティファイナンスの調達コストは、一%以下であったし、先物為替をヘッジすると、「危険を避けるためのリスクヘッジですね、「金利コストが時折マイナスまで低下するケースも見られた。また、これらの社債が順調に株式に転換することに成功すれば、企業にとっての資金調達コストは、株式利回りに等しい一%程度にとどまつたことであろう。」これは「東証要覧」から引用しているのです。

いいですか、だから企業は物すごく株を上げて、エクイティーファイナンスをやって、それで金利一%ぐらいの資金をじやぶじやぶ手に入れたのですよ。あなた、エクイティーファイナンスはどういう本質を持っているか、知っていますか。

〔委員長退席、山本（有）委員長代理着席〕

○西方説明員　今お話をございましたように、バルのときには企業がエクイティーファイナンスをたくさん行つたということは事実でございます。なお、そういうものがその後の株式市場における供給過剰感になつているということもあります。

先ほど来てお話をございます自己株式の取得につきましては、私どもは、先ほども御説明申し上げましたように、企業が消却を機動的に行つうことによりまして株主への利益還元策の選択肢をふやすということをございまして、いつも自己株式を取得できるような環境にあるというわけでも必ずしもないと思います。経済環境とか企業の財務の現況、そういうものを見て企業が行うということだと思います。

したがいまして、この施策というのは、先生も御案内のことと思ひますけれども、今に始まった希望ではございませんで、産業界からは随分前か

○正森委員 審議官、一生懸命答えてるのは頗る自己株式についてはお話をあつたわけでござります。この政策は決して短期的な当面の株価対策ということではないことも御理解いただきたいと思います。

私が聞いたのは、エクイティーファイナンスの経済的な本質は何かということを聞いたのです。それは何かといえば、株を発行する会社によるキャピタルゲインの取得なんですね。いいですか、五十円の株が何で千円、二千円に上がるのかといえば、これは後で申します法人資本主義の需給關係がタイトであるという結果にもなりますけれども、土地を持つておったら土地には含み益がある、あるいはさまざまな内部留保がある、それが反映されて、株の額面は五十円だけれども、あるいは五百円だけれども、これは千円で買っても値打ちがあるということで買うのですよ。これを一般的の株主がやれば、まさにこれはキャピタルゲインになるのです。そのキャピタルゲインを逆に株を発行している会社が獲得する、これがエクイティーファイナンスによる資本金を超える額なんです。これは経済学者なんかがちゃんと言っていることなんですよ。

だから、そういうことをやって非常に安い資金を得て、それで一生懸命設備投資をしてもうけようとしたけれども、バブルが破裂して、そしてCBにしろあるいはワラント債にしろ、自分が設定した価格よりはるかに株価が下がった。だから、そんなものはだれだって転換はしないし、新株を引き受けようとしない。だから今、劣後債などを発行して、普通の社債へどんどんかえようとしているので、資金コストが一%二%から六%以上がって、それが企業の採算分岐点を上げているんですね。それが今の不況の複合不況たるゆえんでしょう。それが今、

なんです。だから、そういうことをやっておで、それで困つたら今度はエクイティーファイナンスはやらないで、逆に株を自分がもうけさせお金で回収する。何から今まで企業主権の考え方でこれをやっておるのでです。

聞きますが、あなた方は何か、後で聞きますけれども、取引所を通じて企業は買い戻すのだと、うでしょ。企業は一体、エクイティーファイナンスをやって大もろけしたときの額で買い戻すのですか。それとも、今の下がった値段で買い戻すのですか。それは言わなくてもわかっている。一千円ぐらいでエクイティーファイナンスやって、四千円で買い戻したらどうなるんですか。物すごく会社がもうかつていることになるじゃないですか。そういうことを公然と可能にするような制度が、この自社株取得なんですね。

まだ言いましょうか。資料の四を見てください。資料の四是、これも宮崎さんの本から引いたんだけれども、九二年の三月ぐらいのケースかな、日経平均がちょうど二万九千三百四十五円。九二年三月末でしたが、そのときに、日本経済研究所センター、これは住友系ですか、住友系ではなかつたかもしらぬな、自己資本比率の推計値を出してしまった。そうしますと、上から見ていただいたらわかりますように、自己資本比率というのには、国際決済銀行、BISで八%なければいかぬということになつていてるのでしょうか。それが九二年三月には、ずっと見ていただきますと、ぎりぎり八%になつてますが、その一つ右の一万七千円割れのケースということになれば、八%のBIS規制をクリアしているのは住友以外にないのです。ほかは全部八%を割っているのです。このとくに経団連を初め財界が一番慌てて、公的資金を投入せよ、自社株買いを認めろ、こういう太合唱をやつたのです。

今ここに、経団連の自社株取得についての要望書を出した資料を持ってまいりました。これを貰ふますと、なるほどあなたが言つているように、

番最初は昭和四十三年から平成四年三月十日まで、九回にわたって自社株についての要望を出してあります。しかし、そのたびにその事由が違うのですよ。そして、まさに平成四年三月十日といふのは、このB-I-S規制をクリアすることもできぬ、そういうときに財界の利益から、公的資金を導入せよということで福祉事業団などに株を買わせる、その資金をもつと出せという一方で、自社株買いをやってくれ、こう言うてきた。そのときの要望書の中にはこう書いてあります。

自己株取得規制の緩和は、株主への利益還元の充実、従業員持株制度の運営の円滑化、ストック・オプション制度の利用、余資のより適切な運用等のため、喫緊の課題となっている。とりわけ、我が国資本市場の活性化が緊急を要する重要な課題となっている折、自己株の取得は、流通株式の減少に伴う一株当たり利益の向上により、結果的に株主への利益還元となることを認識すべきである。

こう言っているのです。今あなたが言つたことはこの財界の見解ですよね。

そして、財界がなぜ平成四年三月十日にはこういふことを言つたかといえば、この資料に書いてあるように、株が大暴落をして我が国の主要な世界に冠たる企業がB-I-S規制をクリアすることができないというような状況のときに、自己株を取得して、余っている余資をそういう方へ突っ込めば、株数が減つて、そして株の値段が上がってくるだろう、こういう要望から出しているのです。いいですか。だから、商法の自社株取得の制限の撤廃というのは、単なる法律問題じゃないのです。すぐれて財界の要望である景気対策であり、経済対策の一環であるということを指摘しておかなければならぬ、というよう思つのですね。あなたはまだそこまで、見解の相違で思つておられないかも知れませんが、そういうように思つのです。

そこで、私は、あす参考人が来られるからこそでも伺おうと思ひますが、なぜ日本の株が三万八千

る法律案を議題といたします。

まず、趣旨の説明を聽取いたします。中井法務大臣。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一項を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中井国務大臣 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一項を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近における弁護士業務を取り巻く国際的環境の変化及び国際的法律事件の増大にかんがみ、海外の法律関係の一層の安定を図るために、外国法事務弁護士に係る承認の基準についての相互主義を緩和するとともに、外国法事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むことができることとする等外国法事務弁護士の活動に関する規制を合理化する等のため、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一項を改正しよどとするものであります。その改正の要点は、次のとおりであります。

まず、第一は、現行法の裁量の余地のない相互主義を緩和するものとしていることとあります。すなわち、我が国が外国と外国弁護士受け入れ制度に係る条約その他の国際約束を締結したときは、その誠実な履行を妨げることとならないよう、その相手国において我が国の弁護士となる資格を有する者に対し我が国の外国弁護士受け入れ制度による取り扱いが実質的に同等な取り扱いが行われていないときであっても、その外国の外国弁護士となる資格を有する者に対する職務経験年数の要件を緩和するものとしていることとあります。

第二は、外国法事務弁護士となる資格の承認の基準の一つである外国弁護士としての職務経験年数を緩和するものとしていることとあります。すなわち、五年以上の外国弁護士としての職務経験を有することを承認の基準とするとの現行

法の原則は維持しつつ、国内において弁護士または外国法事務弁護士に雇用されていた期間については、一定の要件のもとに、通算して二年を限度として外国弁護士としての職務経験年数に算入することといたします。

第三は、外国法事務弁護士の請求により登録が取り消された後の手続を合理化するものとしていることとあります。すなわち、外国法事務弁護士がみずから請求により登録の取り消しを受けた場合について、現行法の法務大臣による裁量的な承認の取り消しの制度を廃止し、その者が登録の取り消しを受けた後六ヶ月以内に再度登録の請求をしないときには外国法事務弁護士となる資格の承認が失効することといたします。

第四は、外国法事務弁護士の事務所の名称に係る規制を緩和するものとしていることとあります。すなわち、外国法事務弁護士の事務所の名称中には外国法事務弁護士の氏名を用いなければならぬとする現行法の規制を撤廃とともに、一定の要件のもとに、外国法事務弁護士が所属する事業体の名称中に外国法事務弁護士が所属する事業体の名称を使用することができる」といたしております。

第五は、外国法事務弁護士が我が国の弁護士と共同の事業を営むことに係る現行法の規制を緩和するものとしていることとあります。すなわち、外國法事務弁護士は、五年以上の弁護士としての職務経験を有する弁護士とする場合に限り、訴訟代理等一定の法律事務以外の法律事務を行うことを目的とする共同の事業については、これを営むことができる」といたしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明八日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時三十分散会

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一項を改正する法律案

○中井国務大臣 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一項を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近における弁護士業務を取り巻く国際的環境の変化及び国際的法律事件の増大にかんがみ、海外の法律関係の一層の安定を図るために、外国法事務弁護士に係る承認の基準についての相互主義を緩和するとともに、外国法事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むことができることとする等外国法事務弁護士の活動に関する規制を合理化する等のため、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一項を改正しよどとするものであります。その改正の要点は、次のとおりであります。

まず、第一は、現行法の裁量の余地のない相互主義を緩和するものとしていることとあります。すなわち、我が国が外国と外国弁護士受け入れ制度に係る条約その他の国際約束を締結したときは、その誠実な履行を妨げることとならないよう、その相手国において我が国の弁護士となる資格を有する者に対する職務経験年数の要件を緩和するものとしていることとあります。

第二は、外国法事務弁護士となる資格の承認の基準の一つである外国弁護士としての職務経験年数を緩和するものとしていることとあります。すなわち、五年以上の外国弁護士としての職務経験を有することを承認の基準とするとの現行

法の原則は維持しつつ、国内において弁護士または外国法事務弁護士に雇用されていた期間については、一定の要件のもとに、通算して二年を限度として外国弁護士としての職務経験年数に算入することといたします。

第三は、外国法事務弁護士の請求により登録が取り消された後の手続を合理化するものとしていることとあります。すなわち、外国法事務弁護士がみずから請求により登録の取り消しを受けた場合について、現行法の法務大臣による裁量的な承認の取り消しの制度を廃止し、その者が登録の取り消しを受けた後六ヶ月以内に再度登録の請求をしないときには外国法事務弁護士となる資格の承認が失効することといたします。

第四は、外国法事務弁護士の事務所の名称に係る規制を緩和するものとしていることとあります。すなわち、外国法事務弁護士の事務所の名称中には外国法事務弁護士の氏名を用いなければならぬとする現行法の規制を撤廃とともに、一定の要件のもとに、外国法事務弁護士が所属する事業体の名称中に外国法事務弁護士が所属する事業体の名称を使用することができる」といたしております。

第五は、外国法事務弁護士が我が国の弁護士と共同の事業を営むことに係る現行法の規制を緩和するものとしていることとあります。すなわち、外國法事務弁護士は、五年以上の弁護士としての職務経験を有する弁護士とする場合に限り、訴訟代理等一定の法律事務以外の法律事務を行うことを目的とする共同の事業については、これを営むことができる」といたしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○高橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明八日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時三十分散会

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一項を改正する法律案

○中井国務大臣 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一項を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近における弁護士業務を取り巻く国際的環境の変化及び国際的法律事件の増大にかんがみ、海外の法律関係の一層の安定を図るために、外国法事務弁護士に係る承認の基準についての相互主義を緩和するとともに、外国法事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むことができることとする等外国法事務弁護士の活動に関する規制を合理化する等のため、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一項を改正しよどとするものであります。その改正の要点は、次のとおりであります。

まず、第一は、現行法の裁量の余地のない相互主義を緩和するものとしていることとあります。すなわち、我が国が外国と外国弁護士受け入れ制度に係る条約その他の国際約束を締結したときは、その誠実な履行を妨げることとならないよう、その相手国において我が国の弁護士となる資格を有する者に対する職務経験年数の要件を緩和するものとしていることとあります。

第二は、外国法事務弁護士となる資格の承認の基準の一つである外国弁護士としての職務経験年数を緩和するものとしていることとあります。すなわち、五年以上の外国弁護士としての職務経験を有することを承認の基準とするとの現行

法の原則は維持しつつ、国内において弁護士または

外

國

の

規

定

に

よ

る

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

二 既に当該所属事業体の名称を用いている外國法事務弁護士がある場合において、その外國法事務弁護士と事務所を共にするとき。

第三号第二項を次のように改める。
2 外國法事務弁護士は、第四十五条第二項ただし書の規定により事務所の名称中に用いることができる場合のほか、業務を行うに際しては、同項各号に掲げる場合において自己の氏名又は事務所の名称に付加するときに限り、所属事業体の名称を用いることができる。

(特定共同事業)
第四十九条の二 外國法事務弁護士は、前条第二項の規定にかかわらず、五年以上国内において弁護士として職務を行つた経験を有する特定の弁護士とする場合に限り、組合契約その他の契約により、次に掲げる法律事務以外の法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営むことができ。

第一項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる法律事務
二 国内において効力を有し、又は有した法(条約その他の国際法を除く。)がその全部に適用され、又は適用されるべき法律事件(当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは事務所若しくは本店を有する者である法律事件及び外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者が発行済株式の総額の二分の一以上に相当する株式又は出資の総額の二分の一以上に相当する持分を保有する会社の依頼による法律事件を除く。)についての法律事務であつて、その取扱いについて当該法以外の法に関する知識を必要としないもの

2 前項の規定の適用については、弁護士名簿に登録を受けた後に外国において行つた法律事務の取扱い若しくは法に関する知識に基づく法律事務についての労務の提供(通算して二年に限る。)又は弁護士となる資格を取得した後に裁判官又は検察官の職務を行つた経験は、国内に

おいて弁護士として行つた職務の経験とみなす。

3 外國法事務弁護士は、第一項の規定による共同の事業(以下「特定共同事業」という。)を営む場合において、当該特定共同事業に係る弁護士が自ら行う法律事務その他の業務に不当な関与をしてはならない。

(特定共同事業に係る届出)

第四十九条の三 外國法事務弁護士は、特定共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、当該特定共同事業に係る弁護士の氏名及び事務所、当該特定共同事業に係る法律事務の範囲その他日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該外国法事務弁護士の登録に当該届出に係る事項で日本弁護士連合会の会則で定めるものを作記しなければならない。

(特定共同事業の表示)

第四十九条の四 前条第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、その事務所の名称に、特定共同事業を営む旨及び当該特定共同事業に係る弁護士の事務所の名称を付加しなければならない。

7 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該特定共同事業に係る弁護士の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。

5 この法律の施行の際現に外国法事務弁護士である者に対するこの法律の施行前に生じた事実に基づく懲戒の処分については、なお従前の例による。

(特定共同事業の表示)

第四十九条の四 前条第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、その事務所の名称に、特定共同事業を営む旨及び当該特定共同事業に係る弁護士の事務所の名称を付加しなければならない。

最近における弁護士業務を取り巻く国際的環境の変化及び国際的法律事件の増大にかんがみ、涉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士に係る承認の基準について相互主義を緩和するとともに、外国法事務弁護士が弁護士と共同の事業を営むことができることする等、外國法事務弁護士の活動に関する規制を合理化するため必要な措置を講ずる等の必要がある。これ

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(承認の基準等に関する経過措置)

2 改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「新法」という。)

第十条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「旧法」という。)第九条第一項の規定による申請をしている者についても適用があるものとする。

(承認の失効に関する経過措置)

3 この法律の施行前に旧法第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けた外国法事務弁護士で、この法律の施行の際現に旧法第十四条第二項の規定による承認の取消しを受けない者については、新法第十二条の規定を適用する。この場合においては、同条中「第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けた日の翌日」とあるのは、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日の翌日」とする。

(承認の取消しに関する経過措置)

4 新法第十四条第三項の規定は、この法律の施

行の際現に旧法第七条の規定による承認を受けている者についても適用があるものとする。

(懲戒の処分に関する経過措置)

三四